

資 料

I 富士市環境基本条例

富士市環境基本条例

平成12年12月12日
条例第55号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条－第10条）

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策（第11条－第23条）

第3章 環境審議会（第24条－第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

私たちのまち富士市は、雄大な富士山と駿河湾に抱かれ、温暖な気候と豊富な地下水や森林資源に恵まれ、古くから紙のまちとして発展を遂げてきた。しかしながら、20世紀後半、産業の飛躍的発展の過程において、多くの環境問題を誘発する結果となった。

近年私たちは、日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを追求するあまり、多くの資源とエネルギーを消費している。私たちは、この地球上の生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けている反面、自らは地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。私たちは、このことを深く認識し、現在の生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指し、すべての人々が協力しながら、それぞれの責務を果たしていかなければならない。

ここに、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「富士山の恵み」とは、富士山から駿河湾に至るまでの森林、地下水、水産資源、地形、景観、歴史、文化等の有形又は無形の恵みをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたつて維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境が資源として有限であることを認識して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、富士山の恵みにより暮らしていることを認識して、この恵みを良好な状態で永遠に継承していくことを目的に行われなければならない。

5 環境の保全及び創造は、地域環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、すべての日常生活や事業活動において、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、富士山の恵みを生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 産業型公害、都市・生活型公害等を防止するとともに、新たな環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺、地下水等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。
- (3) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び環境配慮型の施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。
- (4) 市、市民及び事業者が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の振興を図ること。
- (5) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これら

に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

（年次報告）

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市民等は、年次報告書についての意見書を提出することができる。
- 3 市長は、年次報告書について、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市民等の意見書が提出されているときは、市長は、これを当該審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、年次報告書について富士市環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策

（推進体制の整備）

第11条 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（市民等の意見の反映）

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（市民等の活動の促進）

第13条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動の意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備等）

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な監視、

測定、検査等の体制を整備するとともに、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第13条に規定する市民等の活動の促進並びに第14条に規定する教育及び学習の振興に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に率先して取り組むものとする。

(規制の措置)

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者に係る環境への事前配慮)

第20条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者があらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境政策推進委員会)

第23条 市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、富士市環境政策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 前2項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、富士市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境基本計画の年次報告書に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において必要と認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。
 - 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 事業者及び事業者団体の代表
 - (3) 市民代表
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、委嘱し、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。
 - 5 委員の再任は、妨げない。
 - 6 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
 - 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成26年条例35号・30年43号〕

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第28条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

追加〔平成30年条例43号〕

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

一部改正〔平成30年条例43号〕

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境部環境総務課で処理する。

一部改正〔平成15年条例3号・16年3号・19年26号・30年43号〕

(補則)

第31条 この章に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成30年条例43号〕

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例43号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(富士市環境審議会条例の廃止)

2 富士市環境審議会条例(平成6年富士市条例第29号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に富士市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている者は、この条例の施行の日に第26条第2項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第26条第3項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

(富士川町の編入に伴う経過措置)

4 富士川町の編入の日以後第26条第2項の規定により最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。

追加〔平成20年条例61号〕

附 則 (平成15年3月26日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第61号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第43号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

II P R T R 制度に基づく市内事業所の届出状況

P R T R 制度では、第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t 以上の事業所や特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上の事業所などに、対象化学物質の年間排出量、移動量等についての届出を義務付けています。

市内事業所届出（令和 3 年度実績）に基づく排出量等の集計結果は次のとおりでした。

（※令和 4 年度の実績が公表されていないため、令和 3 年度実績を掲載しています。）

1 排出量・移動量の届出状況

（1）届出事業所数

令和 3 年度の市内届出事業所数は 106 件でした。静岡県の届出事業所数は 1,326 件であり富士市は 8.0% でした。

（2）業種別届出事業所数

最も多くの届出が出された業種は、パルプ・紙・紙加工品製造業と燃料小売業の 27 事業所でした。

表－1 業種別届出事業所数

業 種	実績年度				業 種	実績年度			
	H30	R1	R2	R3		H30	R1	R2	R3
製 造 業	68	70	72	71	輸送用機械器具製造業	4	4	3	3
食 料 品 製 造 業	5	6	6	6	そ の 他 の 製 造 業	0	0	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	26	28	29	27	電 気 業	1	1	1	1
出版・印刷・同関連産業	3	3	4	4	ガ ス 業	0	0	0	0
化 学 工 業	14	14	13	14	下 水 道 業	2	2	2	2
医 薬 品 製 造 業	1	1	2	2	石 油 卸 売 業	1	1	1	1
石油製品・石炭製品製造業	2	2	2	2	自 動 車 卸 売 業	0	0	0	0
プラスチック製品製造業	4	4	4	4	燃 料 小 売 業	29	28	27	27
ゴ ム 製 品 製 造 業	1	1	1	1	洗 濯 業	1	1	1	1
窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	自 動 車 整 備 業	0	0	0	0
鉄 鋼 業	1	0	1	1	一 般 廃 棄 物 処 理 業	1	1	2	1
金 属 製 品 製 造 業	4	4	4	4	産 業 廃 棄 物 処 理 業	3	2	2	2
一 般 機 械 器 具 製 造 業	2	2	2	2	合 計	106	106	108	106
電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	1	1	1					

2 集計結果

（1）届出排出量・移動量

① 総排出量・移動量

総排出量・移動量は 1,589t（県内比 10.7%）で、総排出量としては 1,223t（県内比 16.1%）、総移動量としては 366t（県内比 5.0%）でした。また、総排出量・移動量について県内市区町で比較すると、県内第 4 位で、総排出量に限った場合は県内第 1 位、総移動量に限った場合では県内第 7 位でした。

表－２ 排出量・移動量

(単位：t/年)

区 分		排出・移動先区分	富士市	静岡県
総排出量・移動量 1,589 (100%)	総排出量 1,223 (77.0%)	大 気 へ の 排 出	1,155	7,414
		公 共 用 水 域 へ の 排 出	68	188
		土 壌 へ の 排 出	0	0
		埋 立 処 分	0	0
	総移動量 366 (23.0%)	事 業 所 の 外 へ の 移 動	366	7,273
		下 水 道 へ の 移 動	0	16

② 総排出量・移動量の多い化学物質

静岡県の上位3物質は、トルエン、キシレン、塩化メチレンでした。市内の総排出量・移動量の最も多い化学物質はトルエンで、以下フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、ふっ化水素及びその水溶性塩でした。また、市内の総排出量・移動量の多い上位10物質の合計は1,510tで、全物質の合計1,589tの95.0%を占めていました。

表－３ 総排出量・移動量の多い化学物質

(単位：t/年)

順位	対 象 物 質	総排出量	総移動量	総排出量・移動量
1	トルエン	1,067	140	1,207
2	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0	140	140
3	ふっ化水素及びその水溶性塩	35	0	35
4	フタル酸ジノルマルーブチル	0	28	28
5	ほう素化合物	24	0	24
6	ノルマルーヘキサン	22	0	22
7	ベンゼン	16	0	16
8	N, N-ジメチルアセトアミド	0	13	13
9	キシレン	11	2	13
10	ピリジン	0	12	12

③ 総排出量・移動量の多い業種

製造業の総排出量・移動量の合計は1,360tで、総排出量・移動量の合計1,416tの96.0%を占めていました。また、総排出量・移動量の多い上位10業種の合計は1,413tで、全業種の合計の99.8%を占めていました。

表－４ 総排出量・移動量の多い業種

(単位：t/年)

順位	業 種	総排出量	総移動量	総排出量・移動量
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	832	65	897
2	化学工業	55	287	342
3	出版・印刷・同関連産業	144	4	147
4	プラスチック製品製造業	130	1	130
5	石油卸売業	32	0	32
6	下水道業	15	0	15
7	金属製品製造業	6	6	12
8	燃料小売業	6	0	6
9	医薬品製造業	0	3	3
10	一般機械器具製造業	1	2	3

④ 総排出量・移動量の多い化学物質を多く排出・移動する業種

市内の総排出量・移動量の多い上位3物質であるトルエン、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、ふっ化水素及びその水溶性塩を多く排出・移動する業種は、表-5のとおりでした。

表-5 トルエン、フタル酸ビス、ふっ化水素及びその水溶性塩の総排出量・移動量の多い業種
(単位：t/年)

順位	トルエン		フタル酸ビス		ふっ化水素及びその水溶性塩	
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	846	化学工業	140	パルプ・紙・紙加工品製造業	23
2	出版・印刷・同関連産業	147			下水道業	11
3	プラスチック製品製造業	120				
4	化学工業	77				
5	石油卸売業	10				

⑤ 市区町別の総排出量・移動量

ア 市区町別の総排出量・移動量

最も総排出量・移動量の多いのは掛川市（1,823t）で、富士市は第3位でした。

表-6 総排出量・移動量の多い市区町 (単位：t/年)

順位	令和2年度				令和3年度			
	市区町名	総排出量	総移動量	総排出量・移動量	市区町名	総排出量	総移動量	総排出量・移動量
1	磐田市	735	901	1,636	掛川市	651	1,172	1,823
2	掛川市	583	890	1,473	袋井市	580	1,234	1,814
3	富士市	1,159	257	1,416	磐田市	811	963	1,774
4	浜松市	997	365	1,362	富士市	1,223	367	1,589
5	御前崎市	59	1,268	1,327	御前崎市	68	1,428	1,497
6	袋井市	395	912	1,307	浜松市	1,017	406	1,483

イ 総排出量・移動量の多い化学物質の市区町別総排出量・移動量

総排出量・移動量の多い上位3物質であるトルエン、キシレン、塩化メチレンの総排出量・移動量の最も多い市区町は、トルエンでは御前崎市、キシレンでは磐田市、塩化メチレンでは浜松市でした。

表-7 トルエン、塩化メチレン、キシレン総排出量・移動量の多い上位5市区町 (単位：t/年)

順位	トルエン		キシレン		塩化メチレン	
1	御前崎市	1,339 (17.9%)	磐田市	321 (27.3%)	浜松市	460 (40.5%)
2	掛川市	1,227 (16.4%)	湖西市	176 (14.9%)	富士宮市	167 (14.7%)
3	富士市	1,207 (16.1%)	浜松市	173 (14.7%)	藤枝市	136 (12.0%)
4	袋井市	1,128 (15.1%)	掛川市	143 (12.1%)	庵原郡吉田町	75 (6.6%)
5	磐田市	576 (7.6%)	御殿場市	59 (5.0%)	裾野市	60 (5.3%)

Ⅲ 大気環境測定経年変化

1 二酸化硫黄

(SO₂)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値 の 2%除外値	連続 の 有無	環境基準 の長期的 評価の 適否
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		適○ 否×
救急医療センター	30	365	8,629	0.002	0.010	0.003	無	○
	R1	364	8,639	0.002	0.014	0.003	無	○
	R2	364	8,668	0.001	0.013	0.002	無	○
	R3	345	8,271	0.001	0.009	0.002	無	○
	R4	360	8,636	0.001	0.006	0.002	無	○
吉原第三中学校	30	362	8,669	0.002	0.053	0.016	無	○
	R1	362	8,682	0.001	0.038	0.002	無	○
	R2	357	8,580	0.001	0.010	0.002	無	○
	R3	362	8,660	0.001	0.006	0.001	無	○
	R4	R4. 4. 1より測定停止						-
元吉原中学校	30	360	8,625	0.001	0.007	0.002	無	○
	R1	353	8,435	0.001	0.010	0.002	無	○
	R2	361	8,633	0.001	0.005	0.002	無	○
	R3	362	8,644	0.001	0.004	0.001	無	○
	R4	R4. 4. 1より測定停止						-
富士中学校	30	364	8,690	0.001	0.007	0.002	無	○
	R1	365	8,715	0.001	0.006	0.002	無	○
	R2	362	8,652	0.001	0.011	0.001	無	○
	R3	362	8,653	0.001	0.011	0.002	無	○
	R4	362	8,657	0.000	0.007	0.002	無	○
大淵中学校	30	362	8,659	0.001	0.010	0.002	無	○
	R1	363	8,696	0.001	0.004	0.001	無	○
	R2	340	8,146	0.001	0.004	0.001	無	○
	R3	362	8,645	0.001	0.004	0.001	無	○
	R4	362	8,638	0.001	0.005	0.001	無	○
富士川第一中学校	30	363	8,603	0.001	0.007	0.003	無	○
	R1	362	8,617	0.001	0.004	0.002	無	○
	R2	361	8,640	0.001	0.004	0.001	無	○
	R3	362	8,648	0.001	0.006	0.001	無	○
	R4	363	8,649	0.001	0.004	0.001	無	○

2 一酸化窒素

(NO)

測定局	項目 年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 98%値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
救急医療センター	30	365	8,676	0.005	0.069	0.013
	R1	362	8,660	0.004	0.080	0.012
	R2	360	8,588	0.004	0.072	0.011
	R3	346	8,261	0.003	0.055	0.011
	R4	360	8,627	0.003	0.052	0.009
吉原第三中学校	30	25	602	0.003	0.031	0.009
	R1	364	8,644	0.003	0.060	0.010
	R2	361	8,642	0.002	0.045	0.008
	R3	343	8,257	0.002	0.032	0.007
	R4	358	8,606	0.002	0.039	0.005
広見小学校	30	347	8,388	0.001	0.032	0.004
	R1	344	8,412	0.001	0.027	0.003
	R2	361	8,640	0.001	0.029	0.003
	R3	343	8,213	0.001	0.035	0.003
	R4	360	8,633	0.001	0.045	0.003
元吉原中学校	30	321	8,165	0.003	0.102	0.007
	R1	288	7,691	0.002	0.047	0.006
	R2	232	5,593	0.001	0.029	0.004
	R3	83	2,025	0.001	0.097	0.005
	R4	360	8,645	0.001	0.028	0.004
富士中学校	30	362	8,659	0.001	0.027	0.003
	R1	351	8,479	0.001	0.030	0.004
	R2	362	8,652	0.001	0.021	0.003
	R3	362	8,651	0.002	0.129	0.008
	R4	360	8,595	0.001	0.020	0.002
鷹岡小学校	30	342	8,188	0.002	0.031	0.008
	R1	359	8,621	0.002	0.050	0.005
	R2	361	8,635	0.002	0.034	0.004
	R3	362	8,648	0.002	0.031	0.005
	R4	361	8,641	0.001	0.026	0.004

(NO)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 98%値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
大淵中学校	30	362	8,639	0.002	0.024	0.004
	R1	365	8,701	0.002	0.034	0.004
	R2	340	8,140	0.002	0.059	0.004
	R3	361	8,637	0.001	0.019	0.003
	R4	362	8,644	0.001	0.057	0.003
東小学校	30	360	8,608	0.005	0.078	0.023
	R1	357	8,568	0.004	0.065	0.017
	R2	362	8,642	0.004	0.067	0.016
	R3	361	8,630	0.003	0.073	0.016
	R4	362	8,644	0.003	0.060	0.012
富士川第一中学校	30	73	1,756	0.002	0.085	0.006
	R1	335	8,231	0.002	0.045	0.006
	R2	360	8,611	0.002	0.032	0.007
	R3	338	8,147	0.001	0.032	0.005
	R4	360	8,643	0.002	0.100	0.006
自排塔の木	30	348	8,399	0.016	0.103	0.033
	R1	355	8,493	0.013	0.125	0.025
	R2	362	8,657	0.012	0.101	0.024
	R3	361	8,647	0.011	0.080	0.025
	R4	359	8,606	0.011	0.103	0.023
自排宮島	30	362	8,647	0.025	0.157	0.047
	R1	355	8,500	0.021	0.128	0.043
	R2	362	8,641	0.020	0.155	0.042
	R3	362	8,644	0.018	0.157	0.036
	R4	362	8,650	0.017	0.104	0.034
南松野公園	30	361	8,630	0.002	0.088	0.005
	R1	363	8,671	0.002	0.196	0.004
	R2	360	8,607	0.002	0.056	0.004
	R3	359	8,593	0.001	0.018	0.003
	R4	360	8,626	0.001	0.020	0.003

3 二酸化窒素

(NO₂)

項目 測定局	年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値が0.04～ 0.06ppmの日数 とその割合		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値 の 98%値	環境 基準 適合 ○ ×	市目標値 達成 ○ 非達成 ×
						(日)	(%)	(日)	(%)			
救急医療センター	30	365	8,676	0.017	0.059	0	0.0	0	0.0	0.027	○	○
	R1	362	8,660	0.015	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	○	○
	R2	360	8,588	0.014	0.055	0	0.0	0	0.0	0.023	○	○
	R3	346	8,261	0.013	0.049	0	0.0	0	0.0	0.022	○	○
	R4	360	8,627	0.012	0.040	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
吉原第三中学校	30	25	602	0.013	0.041	0	0.0	0	0.0	0.021	—	—
	R1	364	8,644	0.012	0.043	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
	R2	361	8,642	0.011	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R3	343	8,257	0.010	0.035	0	0.0	0	0.0	0.018	○	○
	R4	358	8,606	0.010	0.032	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
広見小学校	30	347	8,388	0.010	0.045	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R1	344	8,412	0.009	0.040	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R2	361	8,640	0.009	0.035	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R3	343	8,213	0.009	0.037	0	0.0	0	0.0	0.016	○	○
	R4	360	8,633	0.009	0.034	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
元吉原中学校	30	321	8,165	0.011	0.045	0	0.0	0	0.0	0.022	○	○
	R1	288	7,691	0.010	0.040	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R2	232	5,593	0.007	0.034	0	0.0	0	0.0	0.013	—	—
	R3	83	2,025	0.010	0.038	0	0.0	0	0.0	0.018	—	—
	R4	360	8,645	0.007	0.040	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
富士中学校	30	362	8,659	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
	R1	351	8,479	0.007	0.036	0	0.0	0	0.0	0.014	○	○
	R2	362	8,652	0.007	0.033	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
	R3	362	8,651	0.007	0.060	0	0.0	0	0.0	0.014	○	○
	R4	360	8,595	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
鷹岡小学校	30	342	8,188	0.011	0.044	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
	R1	359	8,621	0.011	0.039	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R2	361	8,635	0.010	0.040	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R3	362	8,648	0.010	0.039	0	0.0	0	0.0	0.017	○	○
	R4	361	8,641	0.008	0.032	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○

(NO₂)

項目 測定局	年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値が0.04～ 0.06ppmの日数 とその割合		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値 の 98%値	環境 基準 適合 ○ ×	市目標値 達成 ○ 非達成 ×
						(日)	(%)	(日)	(%)			
大淵中学校	30	362	8,639	0.007	0.031	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
	R1	365	8,701	0.006	0.036	0	0.0	0	0.0	0.014	○	○
	R2	340	8,140	0.006	0.036	0	0.0	0	0.0	0.011	○	○
	R3	361	8,637	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R4	362	8,644	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
東小学校	30	360	8,608	0.012	0.044	0	0.0	0	0.0	0.023	○	○
	R1	357	8,568	0.011	0.043	0	0.0	0	0.0	0.021	○	○
	R2	362	8,642	0.010	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	○	○
	R3	361	8,630	0.010	0.037	0	0.0	0	0.0	0.020	○	○
	R4	362	8,644	0.009	0.032	0	0.0	0	0.0	0.018	○	○
富士川第一中学校	30	73	1,756	0.009	0.036	0	0.0	0	0.0	0.015	—	—
	R1	335	8,231	0.008	0.037	0	0.0	0	0.0	0.015	○	○
	R2	360	8,611	0.007	0.100	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
	R3	338	8,147	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R4	360	8,643	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
自排塔の木	30	348	8,399	0.016	0.051	0	0.0	0	0.0	0.026	○	○
	R1	355	8,493	0.015	0.047	0	0.0	0	0.0	0.024	○	○
	R2	362	8,657	0.014	0.047	0	0.0	0	0.0	0.023	○	○
	R3	361	8,647	0.014	0.054	0	0.0	0	0.0	0.024	○	○
	R4	359	8,606	0.012	0.041	0	0.0	0	0.0	0.021	○	○
自排宮島	30	362	8,647	0.021	0.069	0	0.0	0	0.0	0.034	○	○
	R1	355	8,500	0.019	0.100	0	0.0	0	0.0	0.032	○	○
	R2	362	8,641	0.018	0.066	0	0.0	0	0.0	0.028	○	○
	R3	362	8,644	0.017	0.057	0	0.0	0	0.0	0.028	○	○
	R4	362	8,650	0.015	0.055	0	0.0	0	0.0	0.026	○	○
南松野公園	30	361	8,630	0.007	0.042	0	0.0	0	0.0	0.013	○	○
	R1	363	8,671	0.006	0.043	0	0.0	0	0.0	0.011	○	○
	R2	360	8,607	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	○	○
	R3	359	8,593	0.005	0.026	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○
	R4	360	8,626	0.005	0.023	0	0.0	0	0.0	0.010	○	○

4 窒素酸化物

(NO+NO₂)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値 NO ₂ /NO+NO ₂
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
救急医療センター	30	365	8,676	0.022	0.111	0.036	77.9
	R1	362	8,660	0.020	0.119	0.033	77.6
	R2	360	8,588	0.017	0.112	0.031	78.0
	R3	346	8,261	0.017	0.092	0.031	78.9
	R4	360	8,627	0.015	0.086	0.027	79.3
吉原第三中学校	30	25	602	0.016	0.066	0.027	84.1
	R1	364	8,644	0.015	0.092	0.028	79.0
	R2	361	8,642	0.014	0.084	0.026	81.8
	R3	343	8,257	0.012	0.057	0.023	83.5
	R4	358	8,606	0.011	0.062	0.021	83.9
広見小学校	30	347	8,388	0.012	0.062	0.022	88.0
	R1	346	8,412	0.010	0.058	0.018	87.2
	R2	361	8,640	0.009	0.064	0.019	92.0
	R3	343	8,213	0.009	0.062	0.019	92.4
	R4	360	8,633	0.010	0.072	0.018	90.6
元吉原中学校	30	321	8,165	0.013	0.144	0.028	80.6
	R1	288	7,691	0.012	0.080	0.024	81.3
	R2	232	5,593	0.008	0.055	0.016	83.5
	R3	83	2,025	0.012	0.121	0.022	88.2
	R4	360	8,645	0.009	0.057	0.018	86.5
富士中学校	30	362	8,659	0.009	0.055	0.018	84.2
	R1	351	8,479	0.008	0.063	0.017	83.2
	R2	362	8,652	0.007	0.039	0.016	83.0
	R3	362	8,651	0.008	0.187	0.018	79.1
	R4	360	8,595	0.007	0.038	0.013	89.3
鷹岡小学校	30	342	8,188	0.014	0.055	0.024	82.1
	R1	359	8,621	0.012	0.081	0.022	84.4
	R2	361	8,635	0.011	0.056	0.021	84.6
	R3	362	8,648	0.011	0.062	0.021	84.6
	R4	361	8,641	0.010	0.046	0.018	85.8

(NO+NO₂)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値 NO ₂ /NO+NO ₂
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
大淵中学校	30	362	8,639	0.008	0.049	0.016	79.1
	R1	365	8,701	0.008	0.054	0.017	78.6
	R2	340	8,140	0.007	0.085	0.015	76.5
	R3	361	8,637	0.006	0.039	0.012	78.7
	R4	362	8,644	0.006	0.074	0.012	84.5
東小学校	30	360	8,608	0.017	0.105	0.043	69.3
	R1	357	8,568	0.015	0.086	0.037	72.5
	R2	362	8,642	0.013	0.093	0.034	73.3
	R3	361	8,630	0.013	0.102	0.033	73.7
	R4	362	8,644	0.012	0.090	0.028	76.4
富士川第一中学校	30	73	1,756	0.011	0.095	0.020	82.3
	R1	335	8,231	0.010	0.063	0.018	78.3
	R2	360	8,611	0.009	0.101	0.018	80.9
	R3	338	8,148	0.008	0.052	0.015	83.4
	R4	360	8,643	0.008	0.130	0.016	80.6
自排塔の木	30	348	8,399	0.032	0.150	0.058	50.6
	R1	355	8,493	0.028	0.168	0.047	53.6
	R2	362	8,657	0.025	0.148	0.047	54.6
	R3	361	8,647	0.025	0.119	0.048	55.3
	R4	359	8,606	0.023	0.139	0.041	53.8
自排宮島	30	362	8,647	0.045	0.204	0.077	45.3
	R1	355	8,500	0.039	0.177	0.070	47.0
	R2	362	8,641	0.037	0.221	0.068	47.1
	R3	362	8,644	0.035	0.205	0.062	48.5
	R4	362	8,650	0.032	0.147	0.056	48.1
南松野公園	30	361	8,630	0.008	0.107	0.017	80.0
	R1	363	8,671	0.007	0.220	0.015	78.9
	R2	360	8,607	0.007	0.074	0.015	78.7
	R3	359	8,593	0.006	0.032	0.013	79.9
	R4	360	8,626	0.006	0.033	0.012	86.7

5 浮遊粒子状物質

(SPM)

項目 測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m^3)	1時間値の最高値 (mg/m^3)	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	連続の有無	長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の長期的評価の適否 適○ 否×
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
救急医療センター	30	360	8,622	0.025	0.106	0	0.0	0	0.0	0.055	無	0	○
	R1	359	8,574	0.022	0.138	0	0.0	0	0.0	0.050	無	0	○
	R2	361	8,676	0.018	0.126	0	0.0	0	0.0	0.048	無	0	○
	R3	346	8,327	0.013	0.101	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	○
	R4	360	8,692	0.012	0.088	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
吉原第三中学校	30	362	8,706	0.015	0.104	0	0.0	0	0.0	0.050	無	0	○
	R1	363	8,728	0.014	0.091	0	0.0	0	0.0	0.041	無	0	○
	R2	331	7,953	0.011	0.071	0	0.0	0	0.0	0.029	無	0	○
	R3	363	8,710	0.010	0.061	0	0.0	0	0.0	0.031	無	0	○
	R4	363	8,710	0.010	0.082	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
広見小学校	30	364	8,701	0.015	0.092	0	0.0	0	0.0	0.044	無	0	○
	R1	362	8,574	0.012	0.083	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R2	364	8,723	0.012	0.525	2	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R3	344	8,293	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
	R4	360	8,696	0.012	0.056	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
元吉原中学校	30	338	8,367	0.012	0.094	0	0.0	0	0.0	0.038	無	0	○
	R1	288	6,961	0.011	0.162	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0	○
	R2	325	7,940	0.013	0.086	0	0.0	0	0.0	0.033	無	0	○
	R3	24	598	0.011	0.076	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	-
	R4	360	8,691	0.012	0.122	0	0.0	0	0.0	0.032	無	0	○
富士中学校	30	363	8,735	0.016	0.125	0	0.0	0	0.0	0.048	無	0	○
	R1	366	8,772	0.012	0.142	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R2	361	8,703	0.012	0.085	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0	○
	R3	360	8,653	0.010	0.056	0	0.0	0	0.0	0.024	無	0	○
	R4	362	8,709	0.011	0.085	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
鷹岡小学校	30	363	8,716	0.022	0.103	0	0.0	0	0.0	0.057	無	0	○
	R1	364	8,744	0.018	0.135	0	0.0	0	0.0	0.048	無	0	○
	R2	355	8,550	0.019	0.106	0	0.0	0	0.0	0.050	無	0	○
	R3	363	8,715	0.017	0.094	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R4	362	8,711	0.019	0.121	0	0.0	0	0.0	0.048	無	0	○

(SPM)

項目 測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m^3)	1時間値の最高値 (mg/m^3)	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	連続の有無	長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の長期的評価の適否 適○ 否×
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
大淵中学校	30	363	8,709	0.013	0.067	0	0.0	0	0.0	0.036	無	0	○
	R1	364	8,738	0.011	0.124	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0	○
	R2	339	8,184	0.011	0.097	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R3	362	8,718	0.011	0.059	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0	○
	R4	363	8,718	0.011	0.108	0	0.0	0	0.0	0.024	無	0	○
東小学校	30	360	8,672	0.015	0.081	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0	○
	R1	364	8,740	0.013	0.127	0	0.0	0	0.0	0.036	無	0	○
	R2	363	8,708	0.013	0.096	0	0.0	0	0.0	0.041	無	0	○
	R3	363	8,715	0.011	0.072	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0	○
	R4	363	8,712	0.011	0.088	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0	○
富士川第一中学校	30	363	8,718	0.018	0.125	0	0.0	0	0.0	0.059	無	0	○
	R1	363	8,738	0.014	0.084	0	0.0	0	0.0	0.042	無	0	○
	R2	362	8,709	0.015	0.128	0	0.0	0	0.0	0.051	無	0	○
	R3	363	8,720	0.012	0.071	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R4	363	8,713	0.013	0.102	0	0.0	0	0.0	0.035	無	0	○
自排塔の木	30	355	8,542	0.016	0.146	0	0.0	0	0.0	0.052	無	0	○
	R1	364	8,741	0.014	0.132	0	0.0	0	0.0	0.046	無	0	○
	R2	363	8,707	0.014	0.121	0	0.0	0	0.0	0.046	無	0	○
	R3	363	8,708	0.012	0.087	0	0.0	0	0.0	0.033	無	0	○
	R4	363	8,716	0.012	0.133	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0	○
自排宮島	30	363	8,711	0.017	0.143	0	0.0	0	0.0	0.053	無	0	○
	R1	364	8,734	0.014	0.133	0	0.0	0	0.0	0.049	無	0	○
	R2	363	8,704	0.013	0.100	0	0.0	0	0.0	0.042	無	0	○
	R3	363	8,708	0.011	0.084	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R4	363	8,714	0.011	0.096	0	0.0	0	0.0	0.030	無	0	○
南松野公園	30	358	8,602	0.014	0.097	0	0.0	0	0.0	0.044	無	0	○
	R1	364	8,739	0.011	0.062	0	0.0	0	0.0	0.034	無	0	○
	R2	360	8,709	0.011	0.083	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0	○
	R3	363	8,707	0.010	0.061	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0	○
	R4	363	8,705	0.010	0.094	0	0.0	0	0.0	0.025	無	0	○

6 光化学オキシダント

(Ox)

項目 測定局	年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間 年 平均値	1時間値の 最高値	1時間値が0.06ppm を超えた時間数 とその割合		日最高値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		1時間値が0.12ppm 以上となった日数 と時間数 (※)		日最高値 1時間値 の平均値	環境 基準 適否
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(日)	(ppm)	適○ 否×
救急医療センター	30	364	5,432	0.029	0.094	241	4.4	58	15.9	0	0	0.044	×
	R1	363	5,414	0.030	0.103	223	4.1	47	12.9	0	0	0.043	×
	R2	363	5,412	0.031	0.090	243	4.5	53	14.6	0	0	0.045	×
	R3	330	4,883	0.032	0.112	237	4.9	54	16.4	0	0	0.046	×
	R4	362	5,337	0.029	0.088	168	3.1	39	10.8	0	0	0.042	×
鷹岡小学校	30	365	5,465	0.031	0.090	352	6.4	71	19.4	0	0	0.046	×
	R1	366	5,474	0.032	0.098	365	6.7	71	19.4	0	0	0.046	×
	R2	364	5,423	0.032	0.093	295	5.4	63	17.3	0	0	0.047	×
	R3	365	5,429	0.033	0.101	270	5.0	60	16.4	0	0	0.047	×
	R4	364	5,412	0.031	0.087	172	3.2	37	10.2	0	0	0.044	×
大淵中学校	30	365	5,451	0.034	0.096	422	7.7	81	22.1	0	0	0.049	×
	R1	365	5,428	0.033	0.102	364	6.7	73	20.0	0	0	0.047	×
	R2	345	5,113	0.034	0.096	305	6.0	65	18.8	0	0	0.048	×
	R3	364	5,399	0.035	0.105	329	6.1	72	19.8	0	0	0.049	×
	R4	365	5,412	0.034	0.094	298	5.5	58	15.9	0	0	0.047	×
東小学校	30	352	5,199	0.029	0.103	400	7.6	71	20.1	0	0	0.046	×
	R1	366	5,465	0.031	0.114	356	6.5	73	19.9	0	0	0.047	×
	R2	365	5,433	0.031	0.090	330	6.1	71	19.5	0	0	0.047	×
	R3	365	5,430	0.032	0.120	346	6.4	74	20.3	1	1	0.049	×
	R4	365	5,420	0.030	0.093	264	4.9	54	14.8	0	0	0.046	×
富士川第一中学校	30	307	4,541	0.031	0.086	211	4.6	48	15.6	0	0	0.044	×
	R1	366	5,462	0.028	0.094	149	2.7	32	8.7	0	0	0.041	×
	R2	365	5,445	0.027	0.079	71	1.3	25	6.8	0	0	0.040	×
	R3	350	5,173	0.029	0.089	100	1.9	30	8.6	0	0	0.042	×
	R4	362	5,330	0.030	0.091	171	3.2	40	11.0	0	0	0.043	×

※光化学オキシダント注意報発令の判断基準となる濃度 (0.12ppm) であるが、超過が1地点のみである場合は発令されない

7 一酸化炭素

(CO)

項目 測定局	年度	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1時間値の 最高値	8時間値が20ppm を超えた回数 とその割合		日平均値が10ppm を超えた日数と その割合		日平均 値の2% 除外値	連続 の有無	環境 基準 適否
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)		適○ 否×
自排塔の木	30	332	7,984	0.4	1.0	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
	R1	363	8,686	0.3	1.0	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
	R2	363	8,667	0.3	1.1	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
	R3	363	8,647	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○
	R4	358	8,588	0.3	0.9	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
自排宮島	30	364	8,674	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R1	366	8,711	0.3	0.7	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R2	363	8,662	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R3	363	8,646	0.3	0.8	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R4	363	8,662	0.2	5.7	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
南松野公園	30	360	8,620	0.2	0.8	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R1	349	8,347	0.2	0.8	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○
	R2	360	8,619	0.2	0.6	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R3	363	8,640	0.2	0.7	0	0.0	0	0.0	0.3	無	○
	R4	175	4,204	0.2	0.7	0	0.0	0	0.0	0.3	-	-

※南松野公園については、令和4年10月より測定を停止しているため、環境基準適否は評価せず。

8 メタン

(CH₄)

項目 測定局	年度	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における測定			
				日数	平均値	最高値	最低値
				(日)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
救急医療 センター	30	8,696	1.94	358	1.94	2.14	1.78
	R1	8,655	1.95	350	1.96	2.09	1.80
	R2	8,549	1.96	353	1.97	2.14	1.80
	R3	8,157	1.98	338	1.99	2.17	1.81
	R4	8,633	1.99	359	1.99	2.14	1.85
自排塔の木	30	8,623	1.92	363	1.94	2.15	1.77
	R1	8,567	1.94	358	1.95	2.09	1.79
	R2	8,589	1.95	362	1.97	2.15	1.80
	R3	8,415	1.97	350	1.97	2.17	1.82
	R4	8,650	1.99	363	1.99	2.17	1.85
自排宮島	30	8,587	1.92	359	1.93	2.04	1.79
	R1	8,556	1.93	354	1.94	2.06	1.79
	R2	8,384	1.94	344	1.95	2.06	1.82
	R3	8,565	1.96	357	1.97	2.15	1.81
	R4	8,596	1.97	355	1.98	2.14	1.85
南松野公園	30	8,615	1.90	360	1.91	2.06	1.78
	R1	8,677	1.91	363	1.93	2.04	1.79
	R2	8,622	1.93	359	1.94	2.04	1.80
	R3	8,522	1.96	355	1.97	2.06	1.80
	R4	1,258	1.98	49	1.98	2.07	1.87

※南松野公園については、令和4年6月より測定を停止している。

9 非メタン炭化水素

(N-CH4)

項目 測定局	年度	測定 時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における測定				3時間値が0.2ppmCを超えた日数とその割合		3時間値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
				日数 (日)	平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
救急医療 センター	30	8,696	0.15	358	0.15	1.50	0.01	44	12.3	14	3.9
	R1	8,655	0.14	350	0.14	0.54	0.02	37	10.6	10	2.9
	R2	8,549	0.14	353	0.18	1.77	0.03	51	14.4	25	7.1
	R3	8,157	0.13	338	0.17	1.81	0.01	47	13.9	27	8.0
	R4	8,633	0.14	359	0.14	1.41	0.02	52	14.5	25	7.0
自排塔の木	30	8,623	0.17	363	0.16	0.38	0.02	75	20.7	8	2.2
	R1	8,567	0.16	358	0.15	0.39	0.02	70	19.6	6	1.7
	R2	8,589	0.16	362	0.16	0.41	0.04	72	19.9	7	1.9
	R3	8,415	0.16	350	0.17	0.40	0.03	74	21.1	12	3.4
	R4	8,650	0.13	363	0.13	0.35	0.02	27	7.4	1	0.3
自排宮島	30	8,587	0.14	359	0.13	0.35	0.03	49	13.6	4	1.1
	R1	8,556	0.14	354	0.14	0.43	0.03	41	11.6	7	2.0
	R2	8,384	0.14	344	0.13	0.40	0.02	37	10.8	5	1.5
	R3	8,565	0.15	357	0.15	0.51	0.03	45	12.6	10	2.8
	R4	8,596	0.13	355	0.13	0.64	0.04	20	5.6	3	0.8
南松野公園	30	8,615	0.07	360	0.08	0.23	0.01	4	1.1	0	0.0
	R1	8,677	0.07	363	0.08	0.24	0.01	2	0.6	0	0.0
	R2	8,622	0.07	359	0.08	0.19	0.01	0	0.0	0	0.0
	R3	8,522	0.07	355	0.08	0.23	0.01	3	0.8	0	0.0
	R4	1,258	0.06	49	0.06	0.14	0.02	0	0.0	0	0.0

※南松野公園については、令和4年6月より測定を停止している。

10 全炭化水素

(T-HC)

項目 測定局	年度	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における測定			
				日数	平均値	最高値	最低値
				(日)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
救急医療センター	30	8,696	2.09	358	2.09	3.45	1.84
	R1	8,655	2.09	350	2.09	2.53	1.82
	R2	8,549	2.10	353	2.10	3.86	1.84
	R3	8,157	2.11	338	2.16	3.87	1.84
	R4	8,633	2.13	359	2.15	3.34	1.89
自排塔の木	30	8,623	2.09	363	2.09	2.53	1.88
	R1	8,567	2.10	358	2.11	2.36	1.87
	R2	8,589	2.11	362	2.13	2.47	1.91
	R3	8,415	2.14	350	2.15	2.50	1.89
	R4	8,650	2.12	363	2.13	2.46	1.92
自排宮島	30	8,587	2.07	359	2.07	2.40	1.85
	R1	8,556	2.07	354	2.08	2.43	1.84
	R2	8,384	2.08	344	2.09	2.41	1.85
	R3	8,565	2.11	357	2.12	2.54	1.86
	R4	8,596	2.10	355	2.10	2.60	1.94
南松野公園	30	8,615	1.98	360	2.00	2.19	1.80
	R1	8,677	1.98	363	2.00	2.20	1.81
	R2	8,622	2.00	359	2.02	2.21	1.80
	R3	8,522	2.03	355	2.04	2.22	1.83
	R4	1,258	2.03	49	2.04	2.16	1.92

※南松野公園については、令和4年6月より測定を停止している。

1.1 微小粒子状物質

(PM2.5)

項目 測定局	年度	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 98%値	日平均値が35 μ g/m ³ を 超えた日数とその割合		有効測定日数 に対する2% 上限日数	環境基準の 適否
		(日)	(μ g/m ³)	(μ g/m ³)	(日)	(%)	(日)	適○ 否×
救急医療 センター	30	363	12.2	27.0	1	0.3	7	○
	R1	363	11.2	26.2	2	0.6	7	○
	R2	362	11.3	27.1	2	0.6	7	○
	R3	153	10.8	23.4	0	0	3	—
	R4	362	8.2	18.2	0	0	0	○
吉原第三中学校	30	—	—	—	—	—	—	—
	R1	8	8.2	14.3	0	0	—	—
	R2	341	9.7	26.0	2	0.6	6	○
	R3	362	9	21.3	0	0	7	○
	R4	362	8.4	18.3	0	0.0	0	○
広見小学校	30	362	10.5	25.0	0	0.0	7	○
	R1	363	9.3	21.3	0	0.0	7	○
	R2	210	13.6	38.8	6	2.9	—	—
	R3	354	8.2	17.2	0	0	7	○
	R4	362	8.1	18.2	0	0	0	○
元吉原中学校	30	—	—	—	—	—	—	—
	R1	—	—	—	—	—	—	—
	R2	60	11.0	32.3	1	1.7	—	—
	R3	357	9.8	21.4	0	0	7	○
	R4	351	9.3	19.1	0	0	0	○

※測定機器の欠測や年度途中の設置等のため有効測定日数が250日に満たない場合、環境基準の適否を判定できない。
このため、環境基準の適否を判定していない測定局は「—」としている。

IV 水質汚濁調査結果

1 生活環境項目等に係る水質経年変化 (河川・岳南排水路)

測地点名	年度	流量 (m ³ /s)		pH			DO (mg/L)			SS (mg/L)			BOD (mg/L)			COD (mg/L)		C1 (mg/L)	
		平均	最小~最大	平均	最小~最大	m/n	平均	最小~最大	m/n	平均	最小~最大	m/n	平均	最小~最大	m/n	平均	最小~最大	平均	最小~最大
酒富井鷹川橋	30	8.5	6.1~11.0	7.4	7.0~7.7	0/12	10.0	9.8~11	0/12	3	<1~10	0/12	1.0	0.5~1.6	0/12	1.4	1.0~2.1	5	5~6
	1	8.1	4.2~13.6	7.5	6.7~7.9	0/12	9.7	7.2~10	0/12	3	<1~14	0/12	1.0	0.6~1.9	0/12	1.3	0.6~2.1	5	5~6
	2	9.0	2.8~13.7	7.7	7.3~7.8	0/12	9.9	9.4~11	0/12	2	<1~3	0/12	1.1	<0.5~2.2	2/12	1.3	0.8~1.9	5	4~6
	3	9.2	5.6~11.6	7.9	7.8~8.0	0/12	9.6	8.1~11	0/12	2	<1~5	0/12	1.2	0.7~1.7	0/12	1.4	1.0~1.8	5	4~6
潤前井田川橋	4	10.5	5.4~15.9	7.8	7.8~7.9	0/12	8.9	7.5~11	0/12	1	<1~2	0/12	0.9	<0.5~1.5	0/12	1.4	1.1~2.1	5	4~6
	30	9.2	6.8~11.4	7.4	7.0~7.8	0/12	10.0	9.6~11	0/12	3	<1~8	0/12	0.9	<0.5~1.3	0/12	1.5	1.1~1.9	5	5~6
	1	8.1	4.7~12.1	7.5	6.8~8.0	0/12	9.8	8.1~11	0/12	1	<1~2	0/12	0.8	<0.5~1.5	0/12	1.2	0.7~1.5	6	5~6
	2	9.8	4.7~16.3	7.9	7.7~8.2	0/12	10.0	9.2~11	0/12	2	<1~7	0/12	1.0	<0.5~2.1	0/12	1.3	0.9~2.2	5	5~6
沼清勇川橋	3	8.8	6.3~12.2	8.0	7.9~8.6	1/12	10.0	8.5~12	0/12	3	<1~16	0/12	1.0	0.7~1.2	0/12	1.6	1.0~3.5	5	4~6
	4	9.2	5.1~13.6	7.9	7.8~8.0	0/12	9.2	7.6~10	0/12	1	<1~2	0/12	0.8	<0.5~1.2	0/12	1.3	1.0~1.8	5	4~6
	30	9.2	5.1~12.5	6.9	6.7~7.1	0/12	6.6	5.2~8.1	0/12	13	6~29	0/12	2.2	1.3~3.3	0/12	6.3	4.8~9.2	274	61~787
	1	8.6	5.6~12.0	7.0	6.8~7.3	0/12	6.2	3.0~8.1	0/12	11	2~23	0/12	1.9	0.8~3.4	0/12	6.5	4.5~8.8	660	79~3280
沼沼川新橋	2	7.7	4.2~10.7	7.1	7.0~7.3	0/12	6.6	4.6~7.8	0/12	10	2~31	0/12	2.0	<0.5~3.7	0/12	5.8	3.3~9.0	283	29~862
	3	8.4	5.8~11.6	7.3	7.1~7.4	0/12	6.4	5.2~9.4	0/12	8	2~16	0/12	2.0	1.4~2.9	0/12	5.5	4.2~7.2	332	74~1060
	4	9.0	5.8~11.9	7.2	7.1~7.4	0/12	5.8	4.2~7.7	0/12	3	1~6	0/12	1.4	0.7~2.4	0/12	5.6	3.9~7.4	358	86~1050
	30	20.6	8.3~27.6	7.0	6.7~7.2	0/12	7.4	5.5~8.5	0/12	8	2~13	0/12	2.1	0.9~5.9	0/12	4.7	3.4~6.5	378	84~851
沼沼川新橋	1	21.1	15.5~30.9	7.0	6.8~7.3	0/13	7.2	5.5~8.3	0/13	7	3~15	0/13	2.2	0.9~8.1	1/13	5.2	3.9~11	573	189~1730
	2	22.4	15.2~29.7	7.2	6.9~7.4	0/12	7.9	6.5~9.1	0/12	7	2~17	0/12	2.2	<0.5~8.1	1/12	4.8	2.6~12	412	36~1130
	3	23.1	14.9~30.9	7.3	6.7~7.6	0/12	7.1	5.9~8.3	0/12	11	1~36	0/12	2.4	1.4~6.4	0/12	5.1	3.1~10.3	555	89~2670
	4	24.7	17.8~51.8	7.3	7.2~7.5	0/12	6.8	5.2~8.3	0/12	4	<1~7	0/12	1.6	0.6~4.6	0/12	4.7	3.1~8.0	592	139~2090
和田川新和田川橋	30	1.0	0.4~2.1	7.3	6.8~8.0		10.0	8.5~13		4	<1~9		0.9	<0.5~1.3		1.7	1.0~3.1	98	23~221
	1	0.9	0.5~1.3	7.5	7.1~8.3		10.0	7.6~13		3	<1~9		0.9	<0.5~1.3		1.7	1.2~2.6	165	31~684
	2	1.1	0.7~2.4	7.7	7.4~8.1		11.0	9.1~12		3	<1~11		1.0	<0.5~1.8		1.6	0.7~3.2	106	22~459
	3	1.3	0.8~2.1	7.8	7.5~8.3		10.0	7.2~14		1	<1~2		1.1	0.7~1.8		1.1	0.7~1.6	236	36~2050
田子江川末	4	1.1	0.7~1.5	7.7	7.3~8.1		9.2	6.0~11		1	<1~2		0.8	<0.5~1.3		1.3	0.8~2.5	80	16~352
	30	0.8	0.3~1.2	7.2	6.8~7.9		8.7	7.6~10		3	<1~7		1.6	0.9~3.1		2.0	1.3~3.1	51	11~238
	1	0.9	0.3~1.2	7.5	6.9~8.5		8.7	7.1~11		2	<1~5		1.8	0.6~3.8		1.9	1.2~3.3	72	8~277
	2	0.9	0.4~2.1	7.7	7.4~8.7		9.1	7.5~11		3	<1~8		1.5	<0.5~3.9		1.8	1.2~2.2	113	10~423
小潤井川末	3	0.9	0.4~1.8	7.7	7.4~8.1		9.0	7.4~11		2	1~4		1.2	<0.5~1.7		1.6	1.4~1.9	314	14~1280
	4	1.4	1.1~1.8	7.7	7.3~8.6		8.7	7.2~11		2	<1~10		1.4	0.8~2.4		1.9	1.5~2.7	202	9~629
	30	1.8	0.9~2.8	7.2	6.8~7.6		8.0	4.9~9.5		18	6~58		3.2	1.8~6.6		5.3	3.5~11	144	41~296
	1	1.2	0.5~2.4	7.5	7.1~8.2		7.9	6.0~9.7		9	3~17		3.3	1.5~5.6		7.1	3.3~21	239	98~820
富士川末	2	1.3	0.5~2.1	7.7	7.1~8.4		8.4	2.8~10		8	3~17		3.7	1.3~10		5.5	2.4~15	310	49~1510
	3	1.5	0.7~2.5	7.7	7.1~8.4		8.7	6.8~11		7	1~14		3.7	1.4~11		6	3.0~13	233	62~695
	4	1.2	0.5~2.4	7.7	7.3~8.5		7.4	4.4~11		3	<1~6		2.6	0.6~7.6		4.7	2.0~8.1	293	45~818
	30	1.6	0.6~2.6	7.2	6.9~7.6		8.2	7.5~9.2		7	1~27		1.8	<0.5~3.8		3.9	2.3~5.6	46	19~104
岳南排水路沼川吐口	1	1.4	0.6~2.3	7.3	6.9~7.5		8.1	6.6~9.7		5	1~15		2.6	0.8~9.5		5.1	2.5~14	67	23~161
	2	1.4	0.8~2.1	7.5	6.9~8.6		8.8	7.4~10		3	1~5		1.5	<0.5~3		3.4	2.1~5.5	79	33~405
	3	1.3	0.4~1.9	7.6	7.4~7.8		8.5	6.9~9.8		5	<1~16		1.5	0.9~2.6		3.8	2.2~7.5	64	21~165
	4	1.3	0.9~1.8	7.6	7.3~8.7		7.9	6.7~10		3	<1~8		1.3	<0.5~2.3		3.4	2.2~5.6	73	25~223
岳南排水路4号末端	30	5.0	4.8~5.3	7.0	6.9~7.1		5.5	3.8~7.2		22	10~26					44	39~49	76	62~89
	1	4.9	4.7~5.1	7.1	6.9~7.2		5.5	3.3~6.6		26	12~85					41	33~47	240	59~2060
	2	5.0	4.7~5.2	7.1	7.1~7.2		5.5	3.6~7.6		19	11~29					34	29~40	70	61~77
	3	5.0	4.8~5.2	7.2	7.1~7.4		5.4	4.2~6.7		23	13~45					37	33~40	74	56~82
岳南排水路5号末端	4	4.9	4.6~5.1	7.2	7.1~7.3		4.8	3.4~6.9		24	19~33					42	30~56	72	61~94
	30	0.6	0.5~0.7	7.0	6.9~7.2		4.9	2.9~7.7		16	9~22					28	20~43	48	36~70
	1	0.6	0.5~0.6	7.1	6.9~7.3		5	3.0~6.6		14	7~24					25	16~34	45	31~59
	2	0.5	0.5~0.6	7.1	6.8~7.3		5.4	2.0~7.7		16	9~21					25	9~32	38	23~74
岳南排水路4号末端	3	0.5	0.5~0.6	7.2	6.9~7.3		5.5	2.8~8.2		17	9~24					33	20~44	44	30~71
	4	0.5	0.4~0.6	7.2	7.0~7.4		4.6	2.1~7.4		20	12~37					37	21~58	34	24~58
	30	2.4	2.1~2.6	7.0	6.8~7.1		4.8	3.5~7.0		16	13~20					33	28~39	69	60~84
	1	2.1	1.8~2.8	7.0	6.9~7.2		5.2	3.8~6.7		14	9~20					31	18~43	76	44~103
滝川末端	2	2.0	1.8~2.1	7.1	6.9~7.1		5.1	2.7~7.0		16	6~26					30	21~39	78	60~94
	3	2.0	1.7~2.1	7.2	7.0~7.4		5.4	3.9~8.0		17	8~27					29	22~34	77	61~101
	4	2.0	1.9~2.2	7.1	7.0~7.3		4.5	2.9~5.7		21	15~38					35	16~63	75	43~102
	30	7.3	5.7~8.9	7.2	6.9~7.4		10	9.3~11		5.3	3~9		0.6	<0.5~0.8		1.4	1.2~1.6		
赤瀬川末	1	6.9	4.5~8.7	7.5	7.3~7.6		9.7	8.4~11		4	1~7		1.0	<0.5~1.7		1.6	1.0~2.3		
	2	7.5	5.8~8.5	7.6	7.4~7.8		10.0	9.6~11		4	2~5		0.9	<0.5~1.2		1.5	1.0~2.1		
	3	7.7	4.4~10.2	7.7	7.5~7.9		9.5	7.9~12		2	<1~3		0.8	0.6~1.1		1.3	0.7~2.3		
	4	8.5	6.5~10.2	7.6	7.4~7.8		9.3	9.1~9.5		1	<1~2		1	0.9~1.2		2.2	1.2~4.9		
小池川(市境)	30	0.2	0.1~0.3	7.1	6.9~7.3		6.5	5.7~8.0		10	2~30		4.9	2.8~9.4		6.7	4.1~8.9		
	1	0.1	0.1~0.2	7.3	7.1~7.5		7	5.7~8.4		3	2~6		8.6	4.2~11.0		5.4	3.0~6.4		
	2	0.2	0.1~0.3	8.4	7.5~9.5		10	6.2~8.4		4	2~6		11	5.2~16.0		9.1	5.2~12		
	3	0.2	0.1~0.2	8.4	7.7~9.2		9.9	8.0~12		4	<1~12		1.6	1.0~2.0		2.6			

測地 点 定名	年度	ノニルフェノール (mg/L)			LAS (mg/L)			全亜鉛 (mg/L)		
		平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
潤富 井 鷹 川橋	30	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	<0.0006	<0.0006～<0.0006	0/2	0.006	0.004～0.008	0/2
	1	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0008	0.0007～0.0009	0/2	0.006	0.005～0.007	0/2
	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0069	<0.0006～0.0131	0/2	0.007	0.002～0.011	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0016	<0.0006～0.0025	0/2	0.007	0.004～0.009	0/2
	4	0.00007	<0.00006～0.00008	0/2	0.0016	0.0007～0.0024	0/2	0.006	0.004～0.007	0/2
潤前 井 田 川橋	30	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0008	<0.0006～0.0009	0/2	0.005	0.004～0.005	0/2
	1	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0012	<0.0006～0.0017	0/2	0.007	0.005～0.008	0/2
	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0017	<0.0006～0.0027	0/2	0.008	0.003～0.012	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0013	<0.0006～0.0020	0/2	0.008	0.004～0.012	0/2
	4	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0030	<0.0006～0.0053	0/2	0.006	0.003～0.009	0/2
沼清 勇 川橋	30	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0014	0.0008～0.002	0/2	0.015	0.014～0.015	0/2
	1	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0014	0.0007～0.0021	0/2	0.014	0.010～0.017	0/2
	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0040	0.0033～0.0047	0/2	0.012	0.011～0.013	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0036	0.0010～0.0061	0/2	0.011	0.010～0.012	0/2
	4	0.00009	<0.00006～0.00012	0/2	0.0022	<0.0006～0.0038	0/2	0.013	0.011～0.014	0/2
沼沼 川 新 橋	30	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0015	0.0009～0.0021	0/2	0.009	0.008～0.009	0/2
	1	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0017	0.0013～0.0021	0/2	0.007	0.007～0.007	0/2
	2	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0030	0.0021～0.0039	0/2	0.008	0.007～0.008	0/2
	3	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0035	0.0023～0.0047	0/2	0.013	0.012～0.013	0/2
	4	<0.00006	<0.00006～<0.00006	0/2	0.0027	0.0021～0.0032	0/2	0.011	0.008～0.014	0/2

※ m：環境基準に適合しなかった回数 n：総調査回数

2 生活環境項目等水質通日調査結果（5/20～21実施）

（単位：mg/L）

区分	沼沼川新橋					
項目	pH	DO	BOD	COD	SS	塩素イオン
10時	7.1	7.9	0.8	3.1	3	1,060
12時	7.2	7.4	1.1	3.3	5	1,330
14時	7.3	7.9	1.0	4.0	6	269
16時	7.3	7.7	1.2	4.0	3	243
18時	7.0	5.3	13.0	21.0	15	784
20時	7.0	6.0	9.3	14.0	12	2,580
22時	7.1	5.9	7.2	10.0	8	2,560
0時	7.3	8.7	1.3	2.4	1	442
2時	7.2	5.8	3.3	6.9	6	641
4時	7.2	6.4	2.6	5.3	4	479
6時	7.1	4.2	15.0	23.0	12	1,580
8時	7.2	6.2	3.0	6.0	4	573
10時	7.3	8.8	1.0	1.5	1	255
最小	7.0	4.2	0.8	1.5	1	243
最大	7.3	8.8	15.0	23.0	15	2,580
平均	7.2	6.8	4.6	8.0	6.2	984

3 生活環境項目等に係る水質経年変化（海域）

測地	点	定名	年度	pH		DO (mg/L)			SS (mg/L)		
				最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n
C	-	1	30	7.3～8.3	0/36	6.9	5.9～8.9	0/36	6	1～44	
			1	7.3～8.3	0/36	6.9	5.8～8.4	0/36	2	<1～11	
			2	7.2～8.3	0/36	7.0	5.1～8.8	0/36	4	<1～27	
			3	7.2～8.2	0/36	7.2	5.6～9.1	0/36	3	<1～10	
C	-	2	30	7.3～8.4	3/36	6.9	5.8～8.4	0/36	3	<1～8	
			1	7.2～8.3	0/36	6.9	5.3～8.3	0/36	2	<1～4	
			2	7.1～8.3	0/36	7.2	5.9～8.4	0/36	3	<1～17	
			3	7.1～8.3	0/36	7.3	6.0～9.2	0/36	3	1～8	
C	-	3	30	8.2～8.3	0/24	7.3	6.9～8.0	0/24	2	<1～6	
			1	7.9～8.3	0/24	7.1	4.6～8.1	0/24	1	<1～3	
			2	8.2～8.3	0/24	7.5	6.9～8.5	0/24	1	<1～2	
			3	8.1～8.3	0/24	7.4	6.6～8.6	0/36	2	<1～4	
B	-	1	30	8.1～8.4	2/24	7.4	6.7～8.0	0/36	2	<1～3	
			1	8.0～8.3	0/24	7.3	6.1～7.9	0/24	2	<1～4	
			2	7.9～8.3	0/24	7.1	6.4～8.0	0/24	2	<1～9	
			3	8.0～8.3	0/24	7.5	6.9～8.4	0/24	1	<1～3	
B	-	2	30	7.9～8.3	0/24	7.5	6.5～8.8	0/24	2	<1～10	
			1	7.2～8.4	4/24	7.4	6.7～8.2	0/24	3	1～6	
			2	8.2～8.3	0/24	7.4	6.7～7.9	0/24	2	<1～5	
			3	8.1～8.3	0/24	7.2	6.4～8.6	0/24	2	<1～8	
B	-	3	30	8.2～8.3	0/24	7.6	6.9～8.7	0/24	1	<1～2	
			1	8.2～8.3	0/24	7.6	6.9～8.7	0/24	1	<1～2	
			2	8.2～8.3	0/24	7.5	6.8～8.7	0/24	1	<1～2	
			3	8.1～8.3	0/24	7.4	6.0～8.6	0/24	2	<1～6	
A	-	1	30	8.1～8.4	2/24	7.5	6.7～8.8	0/24	2	1～4	
			1	8.1～8.3	0/24	7.4	6.5～8.1	15/24	2	<1～3	
			2	8.1～8.3	0/24	7.3	6.3～8.2	16/24	2	<1～5	
			3	7.8～8.3	0/24	7.5	6.9～8.5	14/24	1	<1～3	
A	-	2	30	8.1～8.3	0/24	7.5	6.5～8.7	12/24	3	<1～8	
			1	8.1～8.4	3/24	7.4	6.6～8.3	11/24	2	<1～8	
			2	8.2～8.4	1/24	7.4	6.7～8.4	14/24	1	<1～3	
			3	8.1～8.3	0/24	7.2	6.7～8.1	15/24	1	<1～4	
A	-	3	30	8.2～8.3	0/24	7.6	6.9～8.6	14/24	1	<1～2	
			1	8.0～8.3	0/24	7.5	6.5～8.6	12/24	1	<1～3	
			2	8.1～8.4	4/24	7.5	6.6～9.1	10/24	2	<1～4	
			3	8.2～8.3	0/24	7.4	7.1～7.9	14/24	4	<1～20	
A	-	3	30	8.1～8.3	0/24	7.2	6.2～8.2	16/24	1	<1～4	
			1	8.2～8.4	1/24	7.6	6.7～8.9	12/24	1	<1～4	
			2	7.9～8.3	0/24	7.5	6.5～8.7	12/24	2	<1～5	
			3	8.1～8.4	3/24	7.4	6.2～8.5	10/24	2	<1～4	

測地	点	定名	年度	COD (mg/L)							全亜鉛 (mg/L)			
				最小～最大	m/n	日間平均値			超過率%	中央値	75%値	平均	最小～最大	m/n
						平均	最小～最大	m/n						
C	-	1	30	0.9～4.6	0/36	2.5	1.8～3.7	0/12	0.0	2.5	2.6	0.008	0.006～0.010	
			1	0.9～4.7	0/36	2.3	1.7～2.8	0/12	0.0	2.4	2.6	0.002	0.002～0.002	
			2	1.0～6.0	0/36	3.2	2.1～4.0	0/12	0.0	3.3	3.6	0.003	0.002～0.004	
			3	1.1～7.9	0/36	3.2	1.9～4.3	0/12	0.0	3.4	3.8	0.009	0.008～0.009	
C	-	2	30	0.5～5.3	0/36	2.7	1.9～3.7	0/12	0.0	2.5	3.1	0.005	0.004～0.005	
			1	0.5～7.9	0/36	2.7	1.4～4.8	0/12	0.0	2.6	3.1	0.007	0.004～0.009	
			2	0.7～6.3	0/36	2.1	1.3～2.9	0/12	0.0	2.3	2.3	0.005	0.002～0.008	
			3	0.6～7.6	0/36	2.7	1.4～3.7	0/12	0.0	2.7	3.2	0.002	<0.001～<0.003	
C	-	3	30	0.7～7.8	0/36	2.9	1.5～4.1	0/12	0.0	2.9	3.7	0.006	0.005～0.006	
			1	<0.5～9.1	1/36	3.3	2.4～5.0	0/12	0.0	3.2	3.4	0.004	0.004～0.004	
			2	0.6～2.2	0/24	1.2	0.7～1.9	0/8	0.0	1.2	1.4	0.001	0.001～0.001	
			3	0.7～2.5	0/24	1.6	1.2～1.9	0/8	0.0	1.6	1.8	0.001	<0.001～<0.001	
B	-	1	30	<0.5～2.7	0/24	1.7	<0.5～2.6	0/8	0.0	1.9	2.0	0.002	<0.001～<0.002	
			1	0.7～3.2	1/24	1.7	1.2～2.5	0/8	0.0	1.6	2.2	0.001	<0.001～0.001	
			2	0.8～4.1	3/24	1.7	0.9～3.8	1/8	12.5	1.4	1.9	0.002	<0.001～0.002	
			3	0.9～4.8	3/24	2.1	0.9～3.2	1/8	12.5	2.0	2.6	0.002	0.001～0.002	
B	-	2	30	<0.5～3.5	2/24	2.1	1.4～3.0	0/8	0.0	2.1	2.4	0.003	0.002～0.003	
			1	0.7～3.7	5/24	2.1	1.2～3.3	1/8	12.5	2.1	2.5	0.003	<0.001～0.005	
			2	0.8～2.3	0/24	1.4	1.0～1.8	0/8	0.0	1.4	1.8	0.002	<0.001～0.002	
			3	0.9～2.4	0/24	1.5	1.0～2.2	0/8	0.0	1.4	1.6	0.002	<0.001～0.002	
B	-	3	30	0.8～2.7	0/24	1.6	0.9～2.1	0/8	0.0	1.6	1.8	<0.001	<0.001～<0.001	
			1	0.6～3.1	1/24	1.7	1.3～2.3	0/8	0.0	1.5	2.0	0.002	0.001～0.002	
			2	0.9～3.1	2/24	2.0	1.2～2.7	0/8	0.0	2.0	2.3	<0.001	<0.001～<0.001	
			3	0.7～2.2	0/24	1.2	0.8～2.0	0/8	0.0	1.2	1.4	0.002	<0.001～0.003	
A	-	1	30	0.6～2.0	0/24	1.0	0.7～1.4	0/8	0.0	1.1	1.1	0.003	<0.001～0.004	
			1	0.6～2.0	0/24	1.3	0.7～1.8	0/8	0.0	1.3	1.4	<0.001	<0.001～<0.001	
			2	0.6～2.7	0/24	1.6	0.9～2.5	0/8	0.0	1.5	2.1	0.001	<0.001～0.001	
			3	0.5～3.1	1/24	1.5	0.6～2.7	0/8	0.0	1.5	1.8	0.002	<0.001～0.002	
A	-	2	30	0.8～2.8	2/24	1.4	1.0～2.0	0/8	0.0	1.5	1.5	0.003	<0.001～0.005	
			1	0.5～3.6	2/24	1.4	1.0～2.1	1/8	12.5	1.4	1.5	0.002	<0.001～0.003	
			2	0.7～2.7	6/24	1.6	0.9～2.5	2/8	25.0	1.4	1.6	0.002	0.001～0.003	
			3	0.7～2.5	7/24	1.7	0.9～2.2	2/8	25.0	1.9	1.9	0.001	<0.001～0.001	
A	-	3	30	0.6～2.7	6/24	1.6	0.9～2.6	2/8	25.0	1.5	2.0	0.002	<0.001～0.003	
			1	0.6～2.7	2/24	1.2	0.7～1.9	0/8	0.0	1.1	1.3	0.003	<0.001～0.005	
			2	0.7～2.0	0/24	1.2	0.8～1.9	0/8	0.0	1.1	1.2	0.003	0.001～0.004	
			3	0.8～2.6	4/24	1.4	1.0～2.2	1/8	12.5	1.3	1.6	0.002	<0.001～0.003	
A	-	3	30	0.7～2.2	2/24	1.5	1.0～1.9	0/8	0.0	1.5	1.5	0.001	<0.001～0.001	
			1	0.6～2.2	1/24	1.4	0.8～1.8	0/8	0.0	1.5	1.7	<0.001	<0.001～<0.001	
			2	0.5～2.2	1/24	1.1	0.6～1.9	0/8	0.0	1.1	1.2	0.003	<0.001～0.004	
			3	0.5～2.4	2/24	1.2	0.7～2.1	1/8	12.5	1.2	1.2	0.001	<0.001～0.001	
A	-	3	30	0.9～3.5	7/24	1.8	1.3～2.3	3/8	37.5	1.8	2.1	<0.001	<0.001～<0.001	
			1	0.5～2.5	4/24	1.5	0.7～2.0	0/8	0.0	1.6	1.9	<0.001	<0.001～<0.001	

4 健康項目、特殊項目測定結果

(mg/L)

区分	測定点	健康項目															
		銅	亜鉛	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素(TCM)	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン(MC)
河川	潤富井鷹川橋 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	潤前井田川橋 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	沼清勇川橋 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	沼沼川新川橋 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	和新和田川橋 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	田子江川端 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	小末潤井川端 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
	富士早川末端 m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1		<0.0004 0/1	<0.01 0/1		<0.004 0/1		<0.0005 0/1
岳南排水路	岳南排水路口 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	岳南排水路4号末端 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	岳南排水路5号末端 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
海域	C-1 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2	0 0/2	<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	C-2 m/n	<0.0003 0/2	0 0/2	<0.005 0/2	<0.002 0/2	<0.005 0/2	<0.0005 0/2	0 0/2	<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	B-2 m/n	<0.0003 0/2		<0.005 0/2	<0.002 0/2		<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
	A-2 m/n	<0.0003 0/2		<0.005 0/2	<0.002 0/2		<0.0005 0/2		<0.002 0/2	<0.0002 0/2		<0.0004 0/2	<0.01 0/2		<0.004 0/2		<0.0005 0/2
環境モニタリング地下水	J-① m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0004 0/1	<0.01 0/1	<0.004 0/1	<0.002 0/1	<0.002 0/1	<0.0005 0/1
	J-② m/n	<0.0003 0/1	0 0/1	<0.005 0/1	<0.002 0/1	<0.005 0/1	<0.0005 0/1		<0.002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0002 0/1	<0.0004 0/1	<0.01 0/1	<0.004 0/1	<0.002 0/1	<0.002 0/1	<0.0005 0/1

※ m: 環境基準に適合しなかった回数 n: 総調査回数

※地下水(環境モニタリング)調査地点図は地下水水質調査地点図を参照

(mg/L)

区分	測定点	健康項目													特殊項目	
		1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	1,3-ジクロロベンゼン	チオラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジネキソ	銅	総クロム
河川	潤富井鷹川橋 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.5 0/1	0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	潤前井田川橋 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.5~1.7 0/2	0.08 0/2	<0.1 0/2	<0.005~0.005 0/2	<0.01	<0.02
	沼清勇川橋 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	4.2 0/1	<0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	沼沼川新川橋 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	2.3~2.9 0/2	0.09~0.10 0/2	0.1~0.2 0/2	<0.005 0/2	<0.01	<0.02
	和田川橋 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.7 0/1	<0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	田子江川端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.9 0/1	0.12 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	小潤井川端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.8 0/1	0.1 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	富士早川末端 m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.3 0/1	0.1 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
岳南排水路	岳南排水路口 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	2.0~2.7 0/2	<0.08~0.09 0/2	0.1 0/2	<0.005 0/2		
	岳南排水路4号末端 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	0.73~0.93 0/2	0.08 0/2	0.2 0/2	<0.005 0/2		
	岳南排水路5号末端 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.6~2.2 0/2	<0.08 0/2	0.1 0/2	<0.005 0/2		
海域	C-1 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.6~1.7 0/2			<0.005 0/2	<0.01	<0.02
	C-2 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	1.0~1.8 0/2			<0.005 0/2	<0.01	<0.02
	B-2 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	0.14~0.35 0/2			<0.005 0/2	<0.01	<0.02
	A-2 m/n	<0.0006 0/2	<0.001 0/2	<0.0005 0/2	<0.0002 0/2	<0.0006 0/2	<0.0003 0/2	<0.002 0/2	<0.001 0/2	<0.002 0/2	0.07~0.27 0/2			<0.005 0/2	<0.01	<0.02
環境モニタリング地下水	J-① m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	0.47 0/1	<0.08 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		
	J-② m/n	<0.0006 0/1	<0.001 0/1	<0.0005 0/1	<0.0002 0/1	<0.0006 0/1	<0.0003 0/1	<0.002 0/1	<0.001 0/1	<0.002 0/1	1.80 0/1	0.10 0/1	<0.1 0/1	<0.005 0/1		

※ m : 環境基準に適合しなかった回数 n : 総調査回数

※地下水（環境モニタリング）調査地点図は地下水水質調査地点図を参照

5 要監視項目測定結果

(mg/L)

物質名	指針値	河川		岳南排水路	海域
		潤井川前田橋	和田川新和田橋	5号末端	C-1
クロロホルム ^{※1}	0.06以下	<0.006	<0.006	0.007	<0.006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅 (有機銅)	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル (TPN)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス (IBP)	0.008以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
トルエン	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—	0.001	<0.001	0.002	0.001
モリブデン	0.07以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下	<0.00004	<0.00004	0.0019	0.0007
全マンガン	0.2以下	<0.02	<0.02	0.02	<0.02
ウラン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下 (暫定)	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
フェノール ^{※1}		<0.008	<0.008	—	<0.02
ホルムアルデヒド ^{※1}		<0.1	<0.1	—	<0.003
4-t-オクチルフェノール ^{※1}		<0.0004	<0.0004	—	<0.00004
アニリン ^{※1}		<0.002	<0.002	—	<0.01
2,4-ジクロロフェノール ^{※1}		<0.003	<0.003	—	<0.001

※1 水生生物の保全に係る要監視項目（下表）であり、潤井川前田橋では「生物A」の指針値が適用される。

水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値(河川)

物質名	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7以下
	生物B	3以下
フェノール	生物A	0.05以下
	生物B	0.08以下
ホルムアルデヒド	生物A	1以下
	生物B	1以下
4-t-オクチルフェノール	生物A	0.001以下
	生物B	0.004以下
アニリン	生物A	0.02以下
	生物B	0.02以下
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03以下
	生物B	0.03以下

6 地下水定点モニタリング（柳島・鮫島・中之郷地区）調査結果

区分	番号	年度	テトラクロロエチレン (mg/L)			トリクロロエチレン (mg/L)			1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						
			平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n
柳島	2	2					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
		3					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
		4					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
	3	2					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
		3					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
		4					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
	4	2					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
		3					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
		4					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4						
	5	2					0.048	0.044 ~ 0.051	4/4	<0.004	<0.004	0/4						
		3					0.042	0.039 ~ 0.046	4/4	<0.004	<0.004	0/4						
		4					0.040	0.039 ~ 0.042	4/4	<0.004	<0.004	0/4						
6	2					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4							
	3					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4							
	4					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4							
7	2					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4							
	3					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4							
	4					<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4							
鮫島	8	2	0.023	0.012 ~ 0.037	4/4				0.011	<0.004 ~ 0.031	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
		3	0.024	0.013 ~ 0.045	4/4				0.031	<0.004 ~ 0.034	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
		4	0.017	0.009 ~ 0.025	3/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
	9	2	<0.0005	<0.0005	0/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
		3	<0.0005	<0.0005	0/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
		4	<0.0005	<0.0005	0/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
	10	2	<0.0005	<0.0005	0/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
		3	<0.0005	<0.0005	0/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
		4	<0.0005	<0.0005	0/4				<0.004	<0.004	0/4	<0.01	<0.01	0/4				
	環境基準値			0.01mg/L以下			0.01mg/L以下			0.04mg/L以下			0.1mg/L以下					

区分	番号	年度	テトラクロロエチレン (mg/L)			トリクロロエチレン (mg/L)			1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			四塩化炭素 (mg/L)			
			平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	
中之郷	11	2	0.0019	0.0017 ~ 0.0022	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		3	0.0015	0.0014 ~ 0.0017	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		4	0.0018	0.0016 ~ 0.0020	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
	12	2	0.0045	0.0028 ~ 0.0059	0/4	0.0021	0.0014 ~ 0.0027	0/4	0.006	<0.004 ~ 0.0076	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		3	0.0050	0.0047 ~ 0.0053	0/4	0.0022	0.0022 ~ 0.0023	0/4	0.0065	0.0064 ~ 0.007	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		4	0.0042	0.0024 ~ 0.0057	0/4	0.0020	<0.001 ~ 0.0025	0/4	0.0054	<0.004 ~ 0.0058	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
	13	2	0.01	0.0090 ~ 0.0110	1/4	0.0032	0.0028 ~ 0.0036	0/4	0.011	0.0093 ~ 0.014	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		3	0.007	0.0063 ~ 0.0076	0/4	0.0023	0.0022 ~ 0.0025	0/4	0.008	0.008 ~ 0.009	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		4	0.010	0.0086 ~ 0.0120	1/3	0.0029	0.0026 ~ 0.0033	0/3	0.009	0.008 ~ 0.010	0/3	<0.0002	<0.0002	0/3	
	14	2	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		3	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		4	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
	15	2	0.033	0.031 ~ 0.037	4/4	0.0016	0.0015 ~ 0.0016	0/4	0.0054	0.0052 ~ 0.0059	0/4	0.0002	<0.0002 ~ 0.00022	0/4	
		3	0.033	0.028 ~ 0.040	4/4	0.0014	0.0012 ~ 0.0016	0/4	0.0047	<0.004 ~ 0.0055	0/4	0.0002	<0.0002 ~ 0.00024	0/4	
		4	0.033	0.029 ~ 0.036	4/4	0.0013	0.0011 ~ 0.0015	0/4	<0.004	<0.004	0/4	0.0002	<0.0002 ~ 0.00021	0/4	
	16	2	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	0.00038	0.00022 ~ 0.00052	0/4	
		3	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	0.00042	<0.0002 ~ 0.00045	0/4	
		4	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	0.00022	<0.0002 ~ 0.00026	0/4	
	17	2	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		3	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
		4	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.001	<0.001	0/4	<0.004	<0.004	0/4	<0.0002	<0.0002	0/4	
	環境基準値			0.01mg/L以下			0.01mg/L以下			0.04mg/L以下			0.002mg/L以下		

※ m:環境基準に適合しなかった回数 n:総調査回数 番号は地下水水質調査地点に対応

※トリクロロエチレンの環境基準値は平成26年11月の告示より、0.03mg/Lから0.01mg/Lへ変更となった。

V 公害行政年表

年	月	富士市	月	国・県 他
昭和 26 (1951)		岳南排水路建設工事着手		
33 (1958)			12	旧水質二法（「工場排水等の規制に関する法律（工場排水規制法）、「公共水域の水質保全に関する法律（水質保全法）」）公布 (二法ともS34.3施行)
35 (1960)	7	地下水の塩水化が顕著化する		
36 (1961)	8	田子の浦港開港	10 〃	静岡県公害防止条例制定 (S37.04.01施行) 静岡県立自然公園条例制定
37 (1962)			6	ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)制定
40 (1965)		通産省地下水利用適正化調査実施	5	田子の浦港浚渫中、塩化水素発生
41 (1966)	11 〃	富士市、吉原市、鷹岡町が合併し、 富士市となる 〃 経済部開発課に公害係新設		
42 (1967)	5 8	市議会に公害対策特別委員会設置 ばい煙の排出の規制等に関する法律による 指定地域検討のための基礎調査 ・亜硫酸ガス(自動測定機) 3箇所 ・ 〃 (二酸化鉛法) 7箇所 ・降下ばいじん(デポジットゲージ) 7箇所	8 9	公害対策基本法公布・施行 四日市ぜんそく患者訴訟
43 (1968)	3 4 〃 8 9 〃 10	東京電力(株)より市長に富士川火力発電所 (出力105万kw)建設申入書提出 経済部公害対策室新設 〃 火力発電所対策室新設 大気汚染環境測定局調査体制整備 ・亜硫酸ガス(自動測定器) 7箇所 ・ 〃 (二酸化鉛法) 19箇所 ・降下ばいじん(デポジットゲージ) 6箇所 富士市公害除去資金貸付金利子補給金交付 要綱制定 〃 岳南排水路管理組合設立 経済部公害対策室を経済部公害課に改める	3 6 8 9 12	イタイイタイ病患者訴訟 大気汚染防止法・騒音規制法公布 (S43.12.01施行) カネミライスオイル中毒事件 静岡県水質指導基準設定 大気汚染防止法による地域指定 (いおう酸化物排出基準 K値26.3)

年	月	富士市	月	国・県 他
昭和 44 (1969)	4	富士市公害除去資金貸付金利子補給金交付要綱改正	2	いおう酸化物の環境基準設定
	〃	公害防止協定締結 ・大昭和製紙(株)鈴川工場 (現)日本製紙(株)富士工場鈴川 ・三興製紙(株)富士工場 (現)王子マテリア(株)富士工場第二工場	〃	静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	5	工場立地に伴う公害防止協定締結 ・富士カオリン工業(株)富士工場 (現)(株)イメリスミネラルズジャパン富士工場	3	大気汚染防止法による地域指定 (富士区域)
	7	公害防止協定締結 ・大昭和製紙(株)吉永工場 (現)日本製紙(株)富士工場吉永 ・大昭和製紙(株)富士工場 (現)日本製紙(株)富士工場富士 ・ポリプラスチック(株)富士工場 ・大興製紙(株) ・本州製紙(株)富士工場第一工場 (現)王子マテリア(株)富士工場第一工場	5	騒音規制法による地域指定 (指定面積 6,085km ² 富士市他)
	8	公害防止協定締結 ・東京芝浦電気(株)富士工場 (現)東芝キヤリア(株)	6	熊本県水俣病訴訟
	10	富士地区大気汚染防止協力工場連絡会発足	〃	公害紛争処理法制定
	〃	公害防止協定締結 ・井出彦製紙(株) (現)イデヒコ製紙(株) (倒産) ・(株)三仁製紙所 ・旭化成工業(株)富士支社 (現)旭化成(株)富士支社 ・興亜工業(株) ・三興製紙(株)富士工場 (現)王子マテリア(株)富士工場第二工場	10	水質保全法の水域指定 (田子の浦水域)
	11	公害防止協定締結 ・井出協和木材(株)	12	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
	12	排煙脱硫研究会発足	〃	いおう酸化物排出基準改正 (K値14.0)
	〃	排煙脱硫実験プラント設置 (2基)	〃	大阪国際空港騒音訴訟 (S56. 12. 16判決)

年	月	富士市	月	国・県・他	
昭和 45 (1970)	3	富士市大気汚染注意報実施要綱制定	2	一酸化炭素の環境基準設定	
	4	経済部公害課を企画調整部公害課に改める	4	水質汚濁に係る環境基準閣議決定	
	〃	公害防止協定締結 ・五條製紙(株) ・井出製紙(株) (現)大日製紙(株)へ承継 ・春日製紙工業(株) ・東海電化工業(株)吉原工場 (現)(株)A D E K A 富士工場 ・三島製紙(株)原田工場 (現)日本製紙パピリア(株)原田工場 ・日本食品化工(株)富士工場 ・東洋インキ製造(株)化成事業所富士工場 (現)トーヨーカラー(株)富士製造所 ・大平製紙(株)富士工場 (現)ダイニック(株)太平カンパニー富士工場	6	ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)	
			〃	公害紛争処理法公布 (S45. 11. 1施行)	
			10	水質保全法に基づく田子の浦水域水質基準決定	
			12	公害防止事業費事業者負担法公布 (S46. 5. 10施行)	
			〃	農用地の土壌の汚染防止に関する法律公布 (S46. 6. 5施行)	
			〃	水質汚濁防止法制定 (S46. 6. 24施行)	
		7	富士地区水域環境調査実施	〃	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 (S46. 9. 24施行)
		8	田子の浦港へドロ公害追求住民抗議集会		
		10	大気汚染環境測定局テレメータ化(7局)		
	11	田子の浦港へドロ公害住民訴訟			
46 (1971)	1	自動車排ガス調査実施	2	「鳥や魚にPCBが蓄積」と発表される	
	2	富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例制定	3	静岡県公害防止条例の全面改正 (S46. 9. 14施行)	
	〃	富士市公害除去資金貸付金利子補給金交付要綱改正	〃	静岡県公害防止センター設置	
			〃	静岡県地下水の採取の適正化に関する条例公布 (S46. 6. 3施行)	
	3	富士市公害対策審議会条例制定			
	4	公害防止協定締結 ・大三製紙(株) (現)エリエールプロダクト(株)	4	田子の浦港堆積汚泥第1次浚渫 (4~5月 処理量 110千m ³)	
			〃	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布・施行	
9	公害対策基本法第19条に基づく公害防止計画策定地域概況等基礎調査実施	〃	騒音に係る環境基準閣議決定		
		〃	大気汚染防止法の一部改正 ・希硫ガスを燃料として専燃させる施設、または熱源として電気のみ使用する施設の適用除外を外し、適用対象とする。		
	11	富士市公害対策審議会に「大気汚染防止計画策定について」諮問	5	環境庁設置法公布 (S46. 7. 1施行)	
			〃	水質環境基準の水域類型指定(田子の浦水域)	

年	月	富士市	月	国・県他
昭和 46 (1971)			6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布・施行
			〃	悪臭防止法公布 (S47. 5. 31施行)
			9	静岡県公害防止条例改正
47 (1972)	4	富士市公害対策審議会より「大気汚染防止計画策定について」答申	1	いおう酸化物排出基準改正 ・一般排出基準 K値7.59 ・特別排出基準 K値3.50
	10	環境監視測定車「青空号」による大気汚染測定開始	〃	浮遊粒子状物質環境基準設定
	11	大気汚染測定局（今泉小・伝法公民館）の2局をテレメータ化	2	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による地域指定(富士市)
	〃	スラッジの埋立処分に関する指導要領策定	3	通産省PCBの生産・使用の中止を通達
	〃	酸性雨測定開始(市庁舎屋上)	5	田子の浦港堆積汚泥第2次浚渫 (4～5月 処理量 325千m ³)
			6	自然環境保全法公布
			〃	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（無過失損害賠償責任制度の導入）
			8	静岡県公害防止条例により上乗せ排水基準施行 (田子の浦水域第1段)
			9	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（豚房施設、牛房施設及び馬房施設の追加）公布 (S47. 10施行)
			12	悪臭防止法による地域指定
48 (1973)	2	富士503計画策定	4	上乗せ排水基準見直し ・田子の浦水域（第2段） ・奥駿河湾水域
	12	富士地域公害防止計画（第1次）が承認される (昭和52年度まで)	〃	自然環境保全法施行
	〃	公害防止協定締結 ・岳南第一製紙(協)	5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（静岡市等を政令市に追加）公布
			〃	田子の浦港堆積汚泥第3次前期浚渫 (5～6月 処理量 155千m ³)
			〃	二酸化窒素・光化学オキシダント環境基準設定
			8	窒素酸化物第1次規制実施
			10	公害健康被害補償法公布 (S49. 9. 1施行)

年	月	富士市	月	国・県 他
昭和 48 (1973)			10	瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 (S48. 11月施行)
49 (1974)	4	浮遊粉じん及び重金属調査実施 (4月・10月)	1	自動車排出ガスの量の許容限度設定 (50年規制)
	〃	富士・愛鷹山麓地域の大規模開発事業を原則として認めない方針打ち出す	〃	田子の浦港堆積汚泥第3次後期浚渫 (1~5月 処理量 720千m ³)
	7	企画調整部公害課を環境部公害課に改める	4	いおう酸化物排出基準改正 ・一般排出基準 K値4.67 ・特別排出基準 K値1.75
	10	気象と光化学オキシダント濃度の関係調査実施	〃	国土利用計画法公布 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(浜松市等を政令市に追加)公布
	12	富士市公害健康被害補償条例制定	6	公害健康被害補償法施行
50 (1975)	2	富士市公害防止地域連絡会議結成 富士市公害対策審議会に「悪臭防止対策について」諮問	2	PCBの水質環境基準・排出基準設定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準閣議決定
	8	富士市公害分析センター設置 (旧鷹岡庁舎)	4	いおう酸化物排出基準改正 ・一般排出基準 K値3.50 ・特別排出基準 K値1.75
	9	悪臭意識調査実施	〃	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(秋田市等を政令市に追加)公布
	12	富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例制定	7	騒音環境基準の類型指定 (S51. 8. 1施行)
			12	窒素酸化物排出基準改正 (第2次規制) ・既設大型施設の基準強化、規制対象施設の拡大等
51 (1976)	9	連続自動測定機による悪臭調査実施(環境庁)	5	光化学オキシダント緊急時対策として予報制度開始

年	月	富士市	月	国・県 他
昭和 51 (1976)			5	水質汚濁防止法施行令の一部改正公布 (51.6施行) ・浄水施設と中央卸売市場を排水規制対象 に追加 〃 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正 する法律公布・施行（期限を2年間延長）
			6	振動規制法制定 (S51.12.1施行)
			9	悪臭防止法施行令の一部改正 ・悪臭物質として、二硫化メチル、アセト アルデヒド、スチレンを追加
			12	自動車排出ガスの量の許容限度設定 (53年規制)
52 (1977)	3	いおう酸化物高濃度発生 of 気象解析実施	1	公害健康被害補償法による指定地域拡大 (富士市)
	4	富士市公害防止対策に関する指導方針制定 T E A法による主要道路二酸化窒素実態調 査 (4・6月実施)	〃	上乘せ排水基準見直し ・田子の浦水域 ・奥駿河湾水域
	6	新幹線鉄道騒音に係る測定業務等国鉄より 受託 (52年6月～53年1月)	2	静岡県総合計画策定
			3	富士地域いおう酸化物総量規制基準告示 〃 田子の浦港堆積汚泥第4次前期浚渫 (3～12月 処理量150千m ³)
			4	田子の浦港への流入浮遊物質量について協 定締結（県・企業間）
			6	窒素酸化物排出基準改正 (第3次規制) ・排出ガス量5000Nm ³ /hr以上の既設小型ボ イラーを規制対象に
			8	静岡県地下水の採取に関する条例公布 (全面改正) (S53.1.31施行)
			10	振動規制法による地域指定 ・騒音と同一地域
53 (1978)	5	富士市公害分析センターに公害課分析係を 設置	1	自動車排出ガスの量の許容限度設定 (54年規制)
	〃	新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事 務を国鉄より受託（80ホン以上）	〃	振動規制法適用 静岡県地下水の採取に関する条例施行
	8	富士市公害対策審議会より「悪臭対策につ いて」中間報告		

年	月	富士市	月	国・県他
昭和 53 (1978)	8	T E A法による主要道路二酸化窒素実態調査	6	水質汚濁防止法改正 ・広域的閉鎖性海域で、水域への汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制を制度化
	11	公害防止協定締結 ・富士製紙(協)	7	二酸化窒素の環境基準改正 ・0.02ppm→0.04~0.06ppm
54 (1979)	3	富士地域公害防止計画(第2次)計画の見直し延長承認 (昭和57年度まで)	1	田子の浦港堆積汚泥第4次後期(53年度分)浚渫 (1~5月 処理量150千m ³)
	"	大気汚染常時監視テレメータシステム更新 (田子浦農協測定局テレメータ化…計10局)2代目	3	騒音規制法による地域の指定変更告示
	"	富士市公害対策審議会より悪臭対策について答申	5	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (S54.6.12施行) ・病院、一般廃棄物処理施設追加
	7	T E A法による主要道路二酸化窒素実態調査	5	田子の浦港堆積汚泥第4次後期(54年度分)浚渫 (5~12月 処理量190千m ³)
	8	悪臭連続自動測定機(AOA)導入	8	窒素酸化物排出基準改正 (第4次規制) " 自動車排出ガスの量の許容限度設定
55 (1980)	2	T E A法による主要道路二酸化窒素実態調査(2・9月)	12	田子の浦港堆積汚泥第4次後期(55年度分)浚渫 (12月~56年3月 処理量 23.6千m ³)
	3	富士市悪臭公害防止対策指導要綱告示 (S55.10.1施行)		
56 (1981)	4	富士市公害健康被害補償条例改正	3	田子の浦港堆積汚泥浚渫処理事業終了
	"	富士市公害防止対策に関する指導方針改訂	11	水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・冷凍調理食品製造業の原料処理施設等を特定施設に追加
57 (1982)	1	T E A法による環境二酸化窒素実態調査 (1・10月実施)	2	冷凍調理食品製造業の原料処理施設等を特定施設に追加したことに伴う化学的酸素要求量に係る総量規制基準(環境庁告示)の一部改正
	3	大気汚染測定局舎改築(富士中・鷹岡公民館・田子浦農協浜通り支所)	5	大気汚染防止法施行規則の一部改正 (S57.6.1施行) ・ばいじんの排出基準の強化等
	6	富士市議会において公害対策特別委員会の廃止を決定		

年	月	富士市	月	国・県 他
昭和 57 (1982)	6	新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事務を国鉄より受託（76ホン以上）	6	水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場の特定施設への追加）公布（S57.7施行）
	12	大気汚染測定局舎改築（大淵中・今泉小・伝法公民館） 〃 岩松公民館測定局のテレメータ化（計11局）	12	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・窒素及びリンに係る環境基準の水域類型の指定等
58 (1983)	2	岳南排水路の環境影響調査報告	5	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正 ・潤井川下流（新田橋下流）EからB類型に変更
	7	環境騒音調査実施		
	8	TEA法による環境二酸化窒素実態調査（8・11月実施）		
	11	田子の浦港へドロ公害訴訟原告住民との間で和解成立		
59 (1984)	2	TEA法による環境二酸化窒素実態調査（2・5月実施）	7	湖沼水質保全特別措置法公布（S60.3.21施行）
	3	富土地域公害防止計画（第3次）再延長承認（昭和62年度まで）	8	トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定
	4	環境部公害課を生活環境部公害課に改める 〃 富士市公害分析センターを西部浄化センター内に移設し、富士市公害分析室に改める		
	11	有機塩素系化合物の地下水水質調査を開始する		
60 (1985)	11	有機塩素系化合物の地下水水質調査（市内7測点を定点とし、年4回実施）	5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（窒素、磷を規制項目に追加）公布・施行 〃 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令及び排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令（窒素、磷の排水基準を設定）公布（S60.7施行） 〃 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼告示（S60.7施行）
			6	大気汚染防止法施行令の一部改正（S60.9.10施行） ・ボイラー規模要件の見直し 燃焼能力重油換算50L/hr以上の要件を追加

年	月	富士市	月	国・県・他
昭和 60 (1985)			12	湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼及び指定地域の指定に係る告示 〃 湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令及び湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部を改正する総理府令公布
61 (1986)	3	富士市公害対策審議会に「悪臭公害防止対策指導要綱指導基準値の見直しについて」諮問	3	騒音規制法施行令等の一部を改正する政令公布（清水市等を政令市に追加）
	〃	「ふじ21世紀プラン」（第三次富士市総合計画）策定…平成12年度目標	6	排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令（なめし革製造業及び毛皮製造業における暫定排水基準の強化、適用期限の延長等）公布・施行
	10	環境監視測定車「青空号」を廃止し、コンテナ型大気汚染移動測定局へ移行	10	湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼及び指定地域の指定に係る告示（諏訪湖）
			11	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布（諏訪湖について汚濁負荷量の規制基準に係る項目を設置）
			12	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令（総量規制基準の設定方法の改正）公布・施行
62 (1987)	4	生活系排水等の対策推進連絡会議発足（庁内臨時組織）	3	騒音規制法施行令等の一部を改正する政令公布（川越市等を政令市に追加）
	10	自動車排出ガス測定局設置（塔の木・宮島） ・自排局別個をテレメータ化	9	内閣総理大臣、湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼及び指定地域を指定（釜房ダム貯水池） 〃 湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布（釜房ダム貯水池について汚濁負荷量の規制基準に係る項目を設定）
	12	富士市公害健康被害補償条例の一部改正（S63. 3. 1施行）	9	公害健康被害補償法の一部改正（S63. 3. 1施行） ・第一種地域の指定解除
			10	大気汚染防止法施行令の一部改正（S63. 2. 1施行） ・ガスタービン及びディーゼル機関を追加
			11	公害健康被害補償法施行令の一部改正（S63. 3. 1施行） ・第一種地域の指定解除

年	月	富士市	月	国・県 他
昭和 63 (1988)	4	有機塩素系溶剤に係る工場調査	5	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
	5	浮遊粒子状物質実態調査(5月・8月・11月・元年1月)	10	水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・ ちゅう房施設を特定施設に追加
	6	公害防止協定締結 ・ 井出製紙(株) (現)大日製紙(株)	11	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正 (H1. 4. 1施行) ・ 音量、作業時刻に関する基準の変更
	7	雨水自動採取装置による酸性雨監視体制の強化		
	11	生活排水対策実践活動(鷹岡地区) 富士市公害対策審議会より「悪臭公害防止対策指導基準値の見直しについて」答申		
平成 元年 (1989)	2	富士市悪臭公害防止対策指導要綱一部改正告示	1	内閣総理大臣、湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼及び指定地域を指定(中海及び宍道湖)
	3	富士地域公害防止計画(第4次)再延長承認 (平成4年度まで)	2	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布(中海及び宍道湖について汚濁負荷量の規制基準に係る項目を設定)
			3	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (H1. 10. 1施行) ・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定
			4	四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針設定
			6	水質汚濁防止法の一部を改正する法律(地下水汚染対策及び事故時対策の導入)公布 (H1. 10. 1施行)
			//	大気汚染防止法一部改正 (H1. 10. 1施行) ・ 特定粉じん追加
			7	窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件告示(窒素・磷規制湖沼の追加)
			//	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(平成元年法改正に伴う規定の整備)
		8	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令公布(平成元年法改正に伴う規定の整備)	

年	月	富士市	月	国・県他	
平成 2 (1990)	4	環境大気汚染監視局適正配置に関する委託調査実施	3	静岡県地球環境保全に関する基金条例制定	
	8	環境騒音測定調査実施（市内全域）	4	水質汚濁防止法の一部改正 ・生活排水対策を推進するための制度的枠組みを整備	
	10	生活排水対策実践活動（湯沢平地区）	5	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る環境庁暫定指導指針設定	
	12	富士地区ダイオキシン対策協議会設立 （富士地区の紙パルプ工場排水中のダイオキシン対策のため、企業・関係団体・行政機関により設立）	6	静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領施行	
	〃	地下水の有機塩素系化合物による汚染が4地区で判明（天間、久沢・入山瀬、蓼原、原田地区の8本の井戸）	7	排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令（窒素・燐に関する暫定措置の改正）公布	
			9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（総量規制地域における処理対象人員201人～500人のし尿浄化槽の規制等）公布 (H3.4施行)	
			〃	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成2年法改正に伴う既定の整備）公布	
			11	大気汚染防止法施行令の一部改正 (H3.2.1施行) ・ガスエンジン等を特定施設に追加	
	3 (1991)	2	第1回富士地区ダイオキシン対策協議会開催	3	上乗せ排水基準改正 (H3.5.1施行)
		〃	ダイオキシン問題講演会開催 （環境庁：紙パルプ工場排水、大気中等のダイオキシン調査）	4	再生資源の利用の促進に関する法律公布
3		「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」策定	7	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 (H3.7.30施行) ・9種類を追加	
12		富士地区ダイオキシン対策指針の策定 低公害車導入（軽四バン型電気自動車1台…環境庁補助事業）	〃	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (H3.10.1施行) ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン既設を特定施設に追加	
			8	公害対策基本法の一部改正 ・土壌汚染に係る環境基準を告示	

年	月	富士市	月	国・県 他
平成 3 (1991)			10	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（琵琶湖第5指定湖沼について汚濁負荷量規制対象項目として窒素、磷を追加指定）公布・施行
			12	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正
4 (1992)	3	大気汚染常時監視テレメータシステム更新（3代目）	2	静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領の一部改正
	〃	2階市民ホールへ環境データ表示装置設置 農薬の使用に係る環境保全協定締結 ・(株)南富士カントリー倶楽部 ・(株)十里木（十里木カントリークラブ） ・表富士観光(株)（大富士ゴルフ場）	3	水質汚濁防止法施行令の一部を改訂する政令公布（前橋市等）
			5	計量法の全部改正に伴う改正
	4	環境大気汚染監視測定局適正配置の実施により新監視体制へ移行 合計12局 （自排2局・コンテナ1局・県4局含む）	6	地球サミット（環境と開発に関する国連会議）開催（リオデジャネイロ）
	〃	テレメータ装置全面更新（3代目パソコン使用）	〃	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）公布
	8	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施 （121工場）	7	静岡県環境影響評価要綱制定
	〃	岳南排水路ダイオキシン測定調査	8	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律施行
	9	柳島地区で新たに有機塩素系化合物による地下水汚染が判明	10	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布 （同日から施行） ・湖沼水質保全特別措置釜房ダム貯水池及び諏訪湖について汚濁負荷量規制対象項目として窒素、磷を追加指定
	12	大気汚染防止推進月間記念行事（主催：静岡県）を富士市で開催	12	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 〃 嗅覚を用いる臭気の判定試験方法告示
	5 (1993)	8	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施（119工場） 岳南排水路ダイオキシン測定調査	3
			6	悪臭防止法施行令の一部改正 （H6.4.1施行） ・悪臭物質にプロピオンアルデヒド等10物質を追加

年	月	富士市	月	国・県 他
平成 5 (1993)			8	水質汚濁防止法施行令の一部を改定する政令、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令公布 (H5. 10. 1施行) ・海域の窒素、磷を排水規制対象として追加
			//	排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令公布 (H5. 10施行) ・海域の窒素、磷について排水基準の設定
			//	窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件、窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域を定める件告示 (H5. 10施行)
			11	環境基本法公布・施行 (公害対策基本法廃止)
6 (1994)	3	富士地区ダイオキシン対策協議会AOX目標値達成を発表	2	水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・ジクロロメタン等13物質を追加
	//	富士地域公害防止計画（第5次）再延長承認 (平成9年度まで)	3	静岡県公害防止条例施行規則の一部改正
	8	富士市環境審議会発足 (富士市公害対策審議会条例廃止)	//	大気汚染防止法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布 ・松本市等追加
	//	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施（114工場）	4	悪臭防止法施行規則の一部改正 (H7. 4. 1施行) ・メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの排水中の規制基準の設定方法を定める等
	//	岳南排水路ダイオキシン測定調査	5	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法・同法施行令・同法施行規則施行
			7	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（瀬戸内海において削減指導方針を定めるべき物質に窒素を追加指定）公布・施行
			10	湖沼水質保全特別措置法第2条第1項及び第2項に基づき指定湖沼及び指定地域を指定する件告示（野尻湖を指定湖沼に指定）公布・施行

年	月	富士市	月	国・県他
平成 6 (1994)			10	湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（野尻湖について規制対象項目を規定する等）公布
7 (1995)	3	富士市悪臭公害防止対策指導要綱一部改正告示 (H7.4.1施行)	3	大気汚染防止法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（盛岡市等追加指定）
	7	「環境共生モデル都市」の指定を受ける	4	悪臭防止法の一部改正公布 (H8.4.1施行)
	8	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施（岳南排水路調査） (H7.4.1施行)	//	電気事業法改正 ・電気事業者以外の事業者が、電力会社に電気を売ることが認められた
8 (1996)			7	排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令（窒素、燐に関する暫定措置にかかる改正）公布・施行
	2	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施（岳南排水路調査）	3	大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく届出様式の統一化）公布・施行
	3	富士地区ダイオキシン対策協議会専門部会開催	//	静岡県環境基本条例公布 (H8.4.1施行)
	6	富士地区ダイオキシン対策協議会開催	4	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正
	8	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施（岳南排水路調査）	5	大気汚染防止法の一部改正公布 (H9.4.1施行) ・吹付け石綿使用建築物の解体作業について、作業基準の設定・事前届出・計画改善命令等の規制措置等
			6	水質汚濁防止法の一部改正公布 (H9.4.1施行) ・地下水水質浄化、油流出防止 ・厚生省：ダイオキシンリスクアセスメント研究中間発表 耐用1日摂取量（TDI）として 10pg/kg体重/日
			7	水質汚濁防止法施行令及び水質汚濁防止法施行規則（平成8年改正に伴う既定の整備）公布
			12	環境庁：ダイオキシンリスク評価検討中間報告 健康リスク評価指針値として 5pg/kg体重/日

年	月	富士市	月	国・県 他
平成 8 (1996)			12	騒音規制法施行令の一部改正公布 (H9.10.1施行) ・切断機を特定施設に、バックホウ等3種の建設機械使用作業を特定建設作業に追加
9 (1997)	2	ダイオキシン対策に係るAOX測定調査実施	1	日本海でロシア船籍「ナホトカ号」沈没し船首一部座礁、推定5,000k ³ のC重油が流失
	3	富士地区ダイオキシン対策協議会開催(解散) (紙パルプ工場排水のダイオキシン対策のため設置され、排水についてはほぼ目的が達成されたため、今後当面年1回岳南排水路のダイオキシン調査を継続する事を決める 8月実施)	2	排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令(鉛、セレンの暫定措置の見直し)公布(2月公布)
	10	第8回アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰受賞(環境庁長官表彰)(第18回快適環境シンポジウム岩手県東和町にて)	2	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質に大気汚染に係る環境基準設定
	12	テレメータシステム親局のみ更新(4代目)	3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(加古川市追加指定)
10 (1998)	1	第2回こどもエコクラブアジア会議開催 主催:環境庁・静岡県/共催:富士市他(日本を含め10カ国参加)	6	環境影響評価法公布
	4	生活環境部公害課を環境保全課に改称 " 環境対策に対する国際協力の一環としてチリ国へ職員1名を派遣 (2年間・JICA出向)	8	大気汚染防止法施行令・廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正公布(H9.12.1施行) ・有害大気汚染物質の特定物質に、ダイオキシン類を追加 ・指定物質排出施設に、製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉を追加
	5	柳島地区のトリクロロエチレン等による地下水汚染問題が新聞・テレビで大きく報道され、周辺地区の全井戸の水質調査を実施 (全国の多くの電気機器製造工場等で同様な報道がなされる) " 大気中のダイオキシン類調査開始(救急医療センター)	3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(町田市等追加)
	11	富士中測定局舎建替え完了	4	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正(30物質→35物質) " 大気汚染防止法施行規則等一部改正交付 ・廃棄物焼却炉のばいじんの排出基準を強化等
			5	水質汚濁防止法施行令の一部改正公布 ・PCBの処理施設を特定施設に追加
			6	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正施行 ・廃棄物処理施設の設置許可手続き等
			9	騒音に係る環境基準改正(L50→Leq H11.4.1施行)

年	月	富士市	月	国・県 他
平成 10 (1998)			9	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」の改正 (H10. 9. 29公示) ・ガソリン、LPG自動車の排気ガス規制の強化等
			10	地球温暖化対策の推進に関する法律 (H11. 4. 8施行)
			12	静岡県生活環境の保全等に関する条例 (H11. 4. 1施行) (一部、H11. 10. 1、H12. 4. 1施行)
11 (1999)	3	富士地域公害防止計画（第6次）再延長承認（平成14年度まで）	1	土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準（環水企第29号）
	7	低公害車導入 (日産ADバンCNG車) 1台	2	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加 ・ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
			3	静岡県環境影響評価条例制定 (H11. 6. 12施行)
			//	悪臭防止法施行規則の一部改正 (H11. 9. 13施行) ・周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定方法等
			4	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正 (沼川下流「沼川新橋」EからD類型に変更)
			7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布 (H12. 3. 30、H13. 1. 1、H13. 4. 1、H14. 1. 12施行)
			//	ダイオキシン類対策特別措置法公布 (H12. 1. 15施行)
			//	大気汚染防止法に基づく「自動車燃料品質に関する許容限度（ガソリン中のベンゼンの許容限度を5体積%以下から1体積%以下）」を改正 (H12. 1. 1適用)

年	月	富士市	月	国・県他
平成 12 (2000)	4	環境保全課の係制が担当制に変更されるとともに環境政策室（課内室）設置	3	自動車騒音の要請限度改正 (H12. 4. 1施行)
	6	緊急雇用特別事業 小型焼却炉実態把握調査実施	5	悪臭防止法の一部改正 (H13. 4. 1施行) ・臭気判定士の試験及び適性検査を法的に位置づけ
	8	環境審議会に「富士市環境基本計画」諮問	6	悪臭防止法施行規則の一部改正 (H13. 4. 1施行) ・臭気判定士の試験及び適性検査の手数料決定等
	9	「富士地区化学物質等対策協議会」設立		
	12	「富士市環境基本条例」制定 (条例第55号)		
13 (2001)	4	特例市に指定される (水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法)	3	土壤環境基準一部改正 ・ふっ素、ほう素追加
			4	ジクロロタンに大気汚染に係る環境基準設定
			6	水質汚濁防止法施行令一部改正 ・ふっ素、ほう素、アンモニア、亜硝酸化合物、硝酸化合物等を追加
			11	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (H13. 7. 15施行)
	12	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正		
14 (2002)	2	環境審議会より「富士市環境基本計画」答申	5	土壤汚染対策法公布 (H15. 2. 15施行)
	3	「富士市地球温暖化防止対策実行計画」及び「富士市グリーン購入基本方針」策定	7	水質の底質に関するダイオキシン類の環境基準値が告示 (H14. 9. 1施行)
	9	化学工場の敷地内で、有機塩素系化合物による土壤汚染及び地下水汚染が発覚し、浄化対策に着手 環境審議会に「富士市における悪臭防止対策について」諮問	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・廃棄物焼却設備の構造基準強化
	12	大気汚染常時監視テレメータシステム (5代目)		
15 (2003)	4	生活環境部環境保全課、課内室の環境政策室を課に昇格するとともに、環境保全課内に自然保護担当を置く。	3	県が、田子の浦港内での底質ダイオキシン類の分布調査結果を公表。75地点中37地点で底質ダイオキシン環境基準値を超過。

年	月	富士市	月	国・県 他
平成 15 (2003)			11	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・環境基準生活環境項目として全亜鉛が追加、基準値が設定された。
16 (2004)	3	富士地域公害防止計画（第7次）再延長承認（平成19年度まで）	5	大気汚染防止法の一部改正 (H18. 4. 1施行) ・VOCの排出規制(届出・排出基準の遵守・測定義務等)
	〃	移動局 局舎更新		
	4	生活環境部を環境部に改称		
	5	「富士地区化学物質対策協議会」休止		
	7	環境審議会が「富士市における悪臭防止対策について」答申（臭気規制に悪臭防止法に基づく臭気指数が導入されることになる。）		
17 (2005)	4	悪臭防止法における臭気指数規制導入 「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」廃止	2	京都議定書発効
	10	富士市アスベスト対策本部設置	12	大気汚染防止法施行令の一部改正 (H18. 3. 1施行) ・特定粉じん防止措置を要する建材に、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材を追加
	11	ISO14001認証取得(市庁舎、消防防災庁舎、水道庁舎)		
18 (2006)	4	「静岡県事務処理の特例に関する条例」により一部権限移譲された。 (大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	2	石綿による健康被害の救済に関する法律公布（H18. 3. 27施行）
			4	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一部改正（潤井川本流をA類型に変更）
			10	大気汚染防止法施行令の一部改正 ・石綿使用の工作物の解体作業について、特定粉じんの飛散防止を義務付け
19 (2007)	3	「富士スモッグ改善計画」策定	3	静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部改正 ・事業者等の義務、市と県の関係等を改正
	6	大気汚染監視局適正配置に関する委託調査実施	6	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 (H20. 4. 1施行) ・一部の異性体の毒性等価係数を改正
	7	大手製紙工場の大気汚染データ改ざんを受けて緊急立入検査の実施	7	大手製紙工場の大気汚染データ改ざん発覚 静岡県地球温暖化防止条例施行
	10	富士スモッグ改善計画推進協議会の設置	10	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行

年	月	富士市	月	国・県・他
平成 20 (2008)	3	新東名ダイオキシン類問題について3者協定の締結	1	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)の一部改正 (H20. 1. 1施行) ・総量削減基本方針の記載事項を見直し
	11	富士市と富士川町が合併、新富士市となる。 (H20. 11. 1)		
	〃	庵原郡環境衛生組合の解散により富士川クリーンセンターを閉鎖	3	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」の一部改正 (H20. 3. 25公布) ・ディーゼルエンジン自動車の排出ガスの許容限度を改正
21 (2009)	3	富士地域公害防止計画(第8次)策定承認(平成22年度まで)	4	土壌汚染対策法の一部を改正 (H22. 4. 24公布)
	9	大気汚染監視局適正配置に関する調査について、市議会環境経済委員会協議会、環境審議会に報告	9	微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の設定について(告示)
22 (2010)	3	富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱公布	3	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正 ・ダイオキシン類の簡易測定法にガスクロマトグラフ質量分析法を追加
	4	富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱施行 (H22. 4. 1施行)		
	〃	大気汚染常時監視局適正配置実施(富士南小学校測定局廃止、旧富士川町役場測定局を富士川第一中学校に統合、鷹岡まちづくりセンター測定局を鷹岡小学校に移設)することにより、富士市の測定局は県局5、市局7となる。	4	土壌汚染対策法の一部を改正する法律施行 (H22. 4. 1施行) ・3000㎡以上の土地の形質変更時の土壌汚染調査等
	〃	富士地域公害防止計画(第8次)調査報告	9	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 ・45物質→72物質
	12	大気汚染常時監視テレメータシステム更新(6代目)		

年	月	富士市	月	国・県・他
平成 23 (2011)	3	旧富士川町における悪臭防止法の規制方法の変更について（告示）	3	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行（H23. 4. 1施行） ・ばい煙量等の自主測定記録の3年間保存等
	4	騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の公示について（告示）	//	水質汚濁防止法の一部を改正する法律施行（H23. 4. 1施行） ・指定物質の事故時の措置を追加 ・ホルムアルデヒド等52物質を指定物質に規定等
	5	富士スモッグ改善計画中間目標達成状況調査実施	9	微小粒子状物質（PM2. 5）測定器を救急医療センターに設置
24 (2012)	3	富士地域公害防止計画（第9次）策定承認（平成29年度まで）	5	水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令施行（H24. 5. 25施行） ・1, 4-ジオキサン等を追加
			6	水質汚濁防止法の一部を改正する法律施行（H24. 6. 1施行） ・有害物質使用・貯蔵施設への地下水浸透防止のための構造・設備・使用方法の基準遵守、点検等
			8	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する法律施行（H24. 8. 22施行） ・ノニルフェノールを追加
25 (2013)	5	大気汚染常時監視局（南松野局）を中日本高速道路㈱から移管され、富士市の測定局は、県局5、市局8となる。	1	公共用水域の水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（H25. 1. 15県告示） 静岡県内32河川1湖沼のうち富士市内においては、潤井川（生物A）、沼川下流（生物B）が類型指定
			3	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（H25. 3. 6施行） ・VOC測定を年1回以上とする等
			//	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する法律施行（H25. 3. 27施行） ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸等を追加
	6	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 ・72物質→42物質		

年	月	富士市	月	国・県・他
平成 26 (2014)			3	土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 (H26. 3. 20告示・施行) 1, 1-ジクロロエチレン0. 02mg/L→0. 1mg/L
			6	大気汚染防止法の一部を改正する法律 (H26. 6. 1施行) ・石綿飛散防止の強化のため、作業基準の強化・届出様式変更等
			11	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (H26. 11. 4公布、H26. 12. 1施行)
			//	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 (H26. 11. 17告示・施行) ・トリクロロエチレン
27 (2015)	4	騒音規制関係法令の規定により市長が指定する事項及び振動規制関係法令の規定により市長が指定する事項の一部改正及び公示(公示) (H27. 4. 28施行)	4	騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正 (H27. 4. 20公布、施行)
			6	水銀に関する環境汚染の防止に関する法律 (H27. 6. 19公布、H29. 8. 16施行)
			//	大気汚染防止法の一部を改正する法律 (H27. 6. 19公布、H30. 4. 1施行) ・水銀排出施設の届出、排出基準の遵守
			9	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (H27. 9. 18公布、H27. 10. 21施行) ・トリクロロエチレンの排水基準を0. 03mg/L→0. 01mg/Lに変更等
			11	大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令 (H27. 11. 11公布、H30. 4. 1施行) ・水銀排出施設の指定
28 (2016)	5	平成29年度にかけて、富士スモッグ改善計画目標達成状況調査実施	3	土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令 (H28. 3. 24告示、H29. 4. 1施行) ・クロロエチレンを有害物質に指定
			//	土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 (H28. 3. 29告示、H29. 4. 1施行) ・クロロエチレン及び1, 4-ジオキサンを土壌の汚染に係る環境基準項目として追加

年	月	富士市	月	国・県・他
平成 28 (2016)			9	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 (H28. 3. 30告示) ・生活環境項目環境基準に底層溶存酸素量を追加 〃 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 (H28. 9. 7施行、H30. 4. 1公布) ・水銀規制の法律の施行日を定める 〃 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 (H28. 9. 26告示、H30. 4. 1施行) ・水銀排出基準の規定等
			12	微小粒子状物質 (PM2. 5) 測定器を富士市立広見小学校に設置
29 (2017)	9	富士スモッグ改善計画目標達成状況調査の最終評価を富士スモッグ改善計画推進協議会に報告、計画の終了	5	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (H29. 5. 19公布、H30. 4. 1施行) ・土地の形質変更の届出・調査手続きの迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定を整備
	10	富士スモッグ改善計画推進協議会の解散		
	11	富士市環境審議会へ「富士スモッグ改善計画目標達成状況調査の最終評価について」報告	6	特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正する件 (H29. 6. 30告示、施行) ・アンモニアの分析方法にイオンクロマトグラフ法を追加 〃 水質汚濁防止法施行令の改正 ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行により、同法の水銀に係る特定施設が削除された。
			12	汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令 (H29. 12. 27公布、H30. 4. 1施行) ・土壌汚染処理業に係る譲渡及び譲受、合併及び分割、相続の承認申請の新設
30 (2018)	3	富士地域公害防止計画（第10次）策定承認（平成32年度（令和2年度）まで）	3	静岡県地下水の採取に関する条例の一部を改正する条例公布 (H30. 4. 1施行)
	8	富士市環境審議会へ「富士市生物多様性地域戦略」策定について諮問	8	静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正 (H30. 8. 31公布、H31. 3. 1施行) ・太陽光発電所を発電所の建設区分に位置付け
	10	富士市生物多様性地域戦略策定庁内会議の設置		
	11	富士市生物多様性地域戦略策定部会の設置		

年	月	富士市	月	国・県他
平成 31 令和 元年 (2019)	11	富士市環境審議会より「富士市生物多様性地域戦略」答申	3	静岡県地下水採取に関する条例による採取基準の変更 (R1. 7. 1施行)
	12	環境経済委員会協議会へ「富士市生物多様性地域戦略」報告 「富士市生物多様性地域戦略」についてパブリックコメント募集 (～令和2年1月) 大気汚染常時監視テレメータシステム更新 (7代目)	4	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (H29. 5. 19公布、H31. 4. 1施行) ・土壌汚染状況調査の実施対象となる土地
2 (2020)	3	「富士市生物多様性地域戦略」策定	3	県が、微小粒子状物質 (PM2. 5) 測定器を富士市立吉原第三中学校に設置
	9	「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」制定 (R3. 4. 1施行)	〃	水質汚濁に係る環境基準等の改正 (R2. 5. 28施行) ・ペルフルオロヘキサンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸を要監視項目に追加
3 (2021)	3	「第三次富士市環境基本計画」策定	12	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (R2. 12. 19施行) ・民泊施設を特定施設から除外
	3	富士地域公害防止計画 (第11次) 策定承認 (令和4年度まで)	4	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行 (R2. 6. 5公布、R3. 4. 1施行) ・全ての石綿含有建材を規制対象に拡大
	4	「静岡県地下水の採取に関する条例」、 「富士市地下水の採取に関する条例」の関する業務が、産業政策課から環境保全課に移管	12	排水基準を定める省令の一部改正 (R3. 12. 11施行) ・電気めっき業の亜鉛含有量の強化
4 (2022)			4	大気汚染防止法の一部を改正する法律施行 (R2. 6. 5公布、R4. 4. 1施行) ・一定規模以上の工事を行う場合、石綿の事前調査結果の報告の義務付け
			〃	水質汚濁に係る環境基準等の変更 (R3. 10. 7告示、R4. 4. 1施行) ・生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を大腸菌に変更 ・人の健康の保護に関する環境基準のうち、六価クロムについて基準値の見直し
5 (2023)			10	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令施行 (R3. 9. 29交付、R4. 10. 1施行) ・ボイラーの規模要件の変更

VI 環境用語解説集

[大気関係]

硫黄酸化物 (SO_x)

大気汚染物質としての硫黄酸化物(SO_x)は通常、二酸化硫黄及び三酸化硫黄をいう。大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物をばい煙の一種類と規定し、排出基準をK値規制として設け、さらに指定ばい煙に指定し、総量規制の対象物質としている。

なお、硫黄酸化物による大気汚染が著しくなった場合には、都道府県知事は緊急時の措置を講ずることができることとしている。

石綿 (アスベスト)

繊維状の天然鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、断熱材、保温材等優れた性質を有しており、建築用材料を中心に広範囲な製品に使用されている。

しかし、人体に対する有害な作用があり、長期間吸入すると肺や呼吸器系の機能障害を引き起こす可能性がある。このため、石綿は大気汚染防止法により特定粉じんとして規制を受けている。

一酸化炭素 (CO)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車であり、環境基準が定められている。

一般環境測定局

大気汚染の常時監視において、地域の一般的な環境の状況を把握するために設けられた測定局。

化学発光法

大気中の窒素酸化物を測定する方法。試料(大気)を加熱した燃焼管に導入し、酸素雰囲気中で分解酸化させ、NOに変換する。これをオゾンと反応させて励起状態のNO₂に変え、これが基底状態に戻るときに出す発光を光電子増倍管で検出し定量する。

揮発性有機化合物 (VOC)

揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)とは、トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)等に含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。光化学オキシダントと浮遊粒子状物質発生の要因であるとして、大気汚染防止法により主要排出施設について規制が行われている。

逆転層

大気は通常、地上から上空に向かうにしたがい温度が低下する。このため、地表面に近い場所にある、温度が高く密度の低い空気が上昇気流となり対流が起こる。

しかし、寒い秋冬の朝など、地面温度が著しく冷やされたとき、地表に近い大気が上空よりも低温になることがある。この気温の逆転が起こっている層を逆転層という。逆転層内では大気の対流が起こらないため、ばい煙等の上空への拡散が悪くなり、スモッグが発生することがある。逆転層による大気汚染への影響は、ノルウェーにおけるものなどが有名である。

K値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応をおこして生成するオゾン、アセトアルデヒド、PAN (Peroxyacetyl Nitrate) 等の総称で、主成分はオゾンである。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグという。

人の目や喉を刺激したり、植物にも影響を与えるといわれている。大気汚染防止法では、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になった場合、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしている。

黒液

パルプ製造業において亜硫酸パルプ(S P)、セミケミカルパルプ(S C P)、クラフトパルプ(K P)などで原木材を蒸解した際に生成される廃液を一般に黒液という。リグニン、樹脂、繊維質、薬液その他からなっており、そのまま放流すると水質汚濁の大きな原因となる。濃縮後の黒液は焼却炉の中で噴射方式により燃焼されるのが一般的処理法で、この際薬液に用いたものが一部回収されるが、ばい煙その他の大気汚染物質及び臭気を排出して問題となることがある。

酸性雨

一般的に pH5.6 未満の酸性度を示す雨水をいう。雲の中で硫酸ミスト等のエアロゾルが核になり雨水が生成する現象(レインアウト)や大気中に雨水が落下するとき大気中の硫黄酸化物等を吸収する現象(ウォッシュアウト)などにより酸性の雨が降るといわれている。また、酸性霧もある。

紫外線吸収法

オキシダントの主成分であるオゾンは、波長 254nm 付近の紫外線領域に極大吸収帯をもっている。光源から光学フィルタを通して得られる短波長紫外線を測定光として、オゾンによる吸光度を測定する方法。

紫外線蛍光法

二酸化硫黄は、390~340、320~250、230~190nm の領域に吸収ピークをもち、このうち吸収強度の大きい最も低波長域に紫外線を照射する。二酸化硫黄に紫外線を照射すると二酸化硫黄は励起され、直ちに蛍光を発して元に戻る。この蛍光を計測する。

自動車排ガス測定局

大気汚染の常時監視において、道路沿線にあって、主として自動車排気ガスによる沿線の大気汚染の状況を把握するために設けられた測定局。

脱硝

大気汚染物質である窒素酸化物を減少させる行為である。排煙脱硝は燃焼排出ガス中の窒素酸化物を減少処理させる方法である。この排煙脱硝には湿式と乾式があるが、一般的には、乾式の接触還元法がよく用いられている。

脱硫

大気汚染物質である硫黄酸化物を減少させる行為である。脱硫には石油精製の過程で重油中の硫黄分を減少させる重油脱硫と燃焼排出ガス中の硫黄酸化物を減少させる排煙脱硫の2つの方法がある。排煙脱硫には湿式と乾式があり、一般的にアルカリ溶液を硫黄酸化物の吸収液とした湿式が主流。

炭化水素 (HC)

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの炭化水素がある。

すべて完全に酸化すれば、水と炭酸ガスになる。化合物によって差はあるが、感覚刺激等がある。光化学オキシダントの原因物質のひとつであるといわれている。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）を主体とした物質である。窒素酸化物は主として重油、ガソリン、石炭などの燃料の燃焼によって発生する。主要な発生源は、工場・事業場のボイラー等の固定発生源や自動車などに代表される移動発生源である。

また、窒素酸化物は光化学オキシダントの原因物質のひとつであるといわれている。固定発生源の窒素酸化物の低減対策としては、燃焼改善や燃料改善によって抑制する方法と燃焼排出ガス中の窒素酸化物を減少処理する排煙脱硝の方法がある。

デポジットゲージ

英国規格の降下ばいじん計で、直径約 30cm の大型捕集漏斗と 10～20L の貯水びんにより組み立てられ、地上 5m 位の場所に設置して降下ばいじんを捕集する採取器である。捕集は通常 1 か月間行われ、結果は降下ばいじんとして、1km²あたりに換算したトン数(t/km²/月)で表される。

テレメータ

tele（遠い）と meter（計量器）を一緒にした合成語で、遠方の測定数値を無線または有線で送受信し、短時間に収集する装置である。大気汚染の観測など広く使われている。

届出値（協議値）

届出値（協議値）とは、法によって規制するものではなく、市の指導方針に基づき、市と事業場との信頼関係のもとに成り立っている運転管理上の目標値である。

二酸化鉛法（PbO₂法）

大気中の硫黄酸化物の測定法のひとつで二酸化鉛を塗布した布を円筒に巻き付けたものをシェルターに入れて 1 か月間大気中に暴露し、二酸化鉛と大気中の硫黄酸化物が化合して生じた硫酸鉛の硫酸根を定量する方法である。測定結果は塗布面積 100cm²に 1 日当たり付着した SO₃の mg 数(mg SO₃/cm²/日)で表される。

二次汚染物質

発生源から排出された一次汚染物質(硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素等)が大気中で紫外線等により反応して生成した物質(オキシダント、硫酸塩・硫酸塩エアロゾル、硫酸・硫酸ミスト等)をいう。

年間 98%値（2%除外値）

年間にわたって測定された二酸化硫黄や二酸化窒素の日平均濃度を評価する方法である。測定時間、日における特殊事情、測定制度等を考慮し、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値（98%値）について基準との対比を行う。「長期的評価」ともいう。

ただし、日平均値が 2 日以上続けて環境基準を超過した場合は、この取扱いを行わない。

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解に伴って発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等をいう。

ばいじん

大気汚染防止法上の用語で燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するすす等の固体粒子の総称をいう。

ハイボリューム・エアサンプラー

大気を大容量吸引し、大気中の粉じんをろ紙に捕集し、重量法によって大気中の粉じん濃度を測定する方法である。大気中のダイオキシン類モニタリングにも使用される。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM_{2.5}は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter の略で、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

粉じん

空気又はガスなどに含まれている粒子をいう。大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質をいう。

法排出基準値

公害発生源を直接規制するため法律により定められた値であり、大気汚染防止法では、施設の種類や規模などにより、それぞれ基準値が定められている。

法定自主測定値

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、その他の有害物質について、ばい煙発生施設の規模や種類により、それぞれ決められた回数以上の測定を事業者自らが行う義務がある。法定自主測定値とは、この測定値を指す。また、そのデータについては、3年間保存する義務も課せられている。

ミスト

大気中の液体の微粒子であり、大気中の水蒸気が凝縮して生じたものは、もや、霧になり、これらにSO₃やNO₃が溶けているものは硫酸ミストや硝酸ミストとなる。

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除く）のこと。

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質が示されており、このうち23物質が優先取組物質として指定され、モニタリング調査等を行うこととされている。

さらにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質は排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものであると指定され環境基準が定められている。

優先取組物質は以下のとおり。

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）、塩化メチル（別名：クロロメタン）、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロロホルム、酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）、水銀及びその化合物、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゼン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物。

溶液導電率法

大気中の硫黄酸化物が過酸化水素溶液中で反応すると硫酸を生成し、溶液の電気伝導度を定量的に変動させる。この電気伝導度を測定することにより、硫黄酸化物の量を連続的に測定する方法である。

ローボリューム・エアサンプラー

大気を小容量吸引し、大気中の粉じんをろ紙に捕集し、重量法によって大気中の粉じん濃度を測定する方法である。

[悪臭関係]

悪臭物質

悪臭防止法で指定されている悪臭物質は不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのあるもので、政令で定められているものがアンモニアをはじめ現在 22 物質ある。

悪臭防止法

昭和 46 年法律第 91 号。工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。平成 12 年 5 月に改正され、臭気測定業務従事者（臭気判定士）制度や事故時の措置について規定された。

三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで、悪臭を含む空気だけ入っている袋を 1 つ、普通の空気だけ入っている袋を 2 つ、計 3 つの袋の中から、試験者に臭気の入っている袋を当ててもらおう方法。

6 人以上の試験者によって行い、悪臭を除々に薄めながら、不明又は不正解になるまでこれを繰り返す。その結果を統計的に処理して何倍に薄めれば区別が付かなくなるかの値を出し、その値を臭気濃度とする。

臭気指数規制

人間の嗅覚を用いて算出される「臭気指数」($=10 \times \log(\text{臭気濃度})$)を指標として、工場その他の事業場から排出される悪臭の規制を行う規制方法。

臭気濃度

その臭気は無臭の正常な空気希釈し、におわなくなったときの希釈倍率をいう。

例えば臭気濃度 100 とは無臭空気希釈して初めてにおいが感知できなくなるような臭気のことである。臭気濃度を対数変換した臭気指数 ($=10 \times \log(\text{臭気濃度})$) も広く使われている。

臭気濃度 100 は、臭気指数で表した場合 20 となる。

[水質関係]

赤潮

一般に沿岸や内湾においてプランクトンが異常に増殖することによって海水の色が変わる現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともある。赤潮の発生は、停滞性水域でおこりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされているが、底質から海水への溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下などの原因も指摘されている。なお、プランクトンの種類により、赤褐色、褐色、緑色あるいは黄緑色のこともある。

苦潮、白ヶ潮、青潮、厄水などとも呼ばれる。

化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)

水中の被酸化性物質（有機物）を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出し、mg/L で表示する。BOD とともに水の汚染度を示す重要な指標で、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。

環境ホルモン

外因性内分泌攪乱物質または外因性内分泌攪乱化学物質と呼ばれている。環境ホルモンという呼び名は、ひとつの物質の名前ではなく、生物のホルモンの働きを狂わせてしまう物質の総称。

生体の複雑な機能を調節するために重要な役割を果たしている内分泌系の働きに影響を与え、生体に障害や有害な影響を引き起こす作用を持つ物質である。

凝集沈殿法

排水中の微細な懸濁物を薬品によって凝集させて大きな粒子とし、沈降しやすくして分離させる処分方法。凝集剤には無機系（硫酸アルミニウムなど）と有機系（高分子凝集剤）がある。

健康項目

環境基準における人の健康の保護に関する項目のことで、カドミウム、シアン等の項目がある。現在、公共用水域で27項目、地下水で28項目が定められており、それぞれに一定の基準値が設定されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。

ジクロロメタン

トリクロロエチレンの代替溶剤として使われ、平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準0.02 mg/Lが設定された。

自浄作用

自然水中に汚濁物質が放流されたときに、自然水中で浄化されることをいう。自浄作用は希釈によるもの、自然水中に含まれる酸素によって分解されるもの（汚染水中の有機物質は微生物などの作用を受けて分解するなど）、自然水中を流下する間に沈殿するものの3つの作用によっておこなわれる。自浄能力は、自然水の流量、流速、水温及び水質により異なる。

この自浄作用の許容量を越える水質の汚染、汚濁と有害物質の放流が公害の問題となっている。

河川中における有機物の分解は一種の酸化反応と考えられ、自浄作用は大自然の平衡への努力ともいわれる。

1,2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤等に使われている。また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンから還元状態で生成するといわれている。シス-1,2-ジクロロエチレンとして平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準0.04 mg/Lが設定されていたが、平成21年11月に地下水の水質汚濁に関する環境基準のみシス体とトランス体を合わせた環境基準の項目としたため1,2-ジクロロエチレンへ変更となった。環境基準値は0.04 mg/L。

水素イオン濃度指数（pH）

溶液中の水素イオン（H⁺）の濃度として測定できるもの（活量 Activity ともいう）を水素イオン濃度という。溶液1リットル中の水素イオンのグラム当量数で表す。普通はその逆数の常用対数で表示し、これを水素指数といい、pHなる記号を用いる。pHのpはpower（指数ともいう）、HはHydrogenまたはH⁺からとった。

酸性 ← 中性 → アルカリ性
pH 1 pH 7 pH 14

溶液の酸分、アルカリ分を推定するのに用いられる。

生活環境項目

環境基準における生活環境の保全に関する項目のことで、pH、SS、BOD、COD等の項目が定められている。河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれの類型に一定の基準値が設定されている。

生活排水・生活雑排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って排出される排水を「生活雑排水」といい、これにし尿（トイレ排水）を併せたものを「生活排水」という。1人1日に使う水量は約200～250Lで、その内訳は炊事20%、洗濯30%、洗面10%、風呂20%、掃除その他7%、水洗便所13%である。汚濁負荷（g/人）は、BOD：雑排水32、し尿18、COD：雑排水17、し尿10、SS：雑排水8、し尿20、窒素：雑排水3、し尿9、リン：雑排水0.9、し尿0.9程度である。

生物化学的酸素要求量（BOD：biochemical oxygen demand）

河川水や排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機性物質が微生物によって生化学的に酸化される際に消費する酸素量をいう。

微生物により有機物質が酸化される場合、まず炭素化合物の酸化が行われ、つづいて窒素化合物の酸化が行われるといわれている。

BODの標準試験法では炭素化合物の酸化に要した酸素量のBODをとり、試料1L当たり20℃、5日間に消費する酸素量をmg/Lで表す。

BODの高い水は生物的に分解され易い有機物を多く含んでいることを示し、このような排水が河川に流入すると河川水中の溶存酸素が多く消費され、動植物の生存が脅かされることになる。

テトラクロロエチレン

脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤として、主に使われている。特徴はトリクロロエチレンと同様である。平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準0.01mg/Lが設定された。

トリクロロエチレン

主に金属、機械部品などの脱脂洗浄剤として使われる。

有機塩素化合物の特徴として、生物分解の困難さ、非水溶性、不燃性などがあげられるが、魚介類への濃縮性は低いとされている。平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準項目として追加され、現在では環境基準値0.01mg/Lが設定されている。

バイオレメディエーション

微生物がもつ有害物質の分解能力を利用して、土壌や地下水を浄化する技術。土壌中の土着微生物に栄養分を与えて活性化し、汚染物質を分解する方法（バイオスティミュレーション）と汚染物質の分解に有効な微生物を注入して分解する方法（バイオオーグメンテーション）がある。

富栄養化

水の出入りの少ない閉鎖性地域では、工場排水、家庭排水、農業排水などにより、水中の栄養塩類である窒素、リンなどが増えると藻類やプランクトンなどが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程でさらに水中にリンや窒素が放出され、次第に栄養塩が蓄積される。この現象を富栄養化という。

リンや窒素の栄養塩類の増加つまり富栄養化は、必ずしも赤潮の原因とは一般的に考えられていないが、少なくとも基本的な要因とみなされている。

浮遊物質量（SS：suspended solid）

粒径2mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質をいう。一定量の水をろ紙でこし、乾燥させその重量から測定することができ、数値（mg/L）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

水中に浮遊する不溶性の物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また浮遊物が有機物質である場合には腐敗し、水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のえらに

付着してへい死させ、一方、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。魚の産卵場、海苔の養殖場などへの沈着はしばしば紛争の原因となる。

ヘキサン抽出物質

主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物等の油分の量を表す指標として使用されている。排水基準は鉱物油類含有量 5 mg/L、植物油類含有量 30 mg/L。

要監視項目

平成 5 年 3 月に人の健康の保護に関する環境基準項目の追加等が行われた際に、人の健康の保護に関連する物質ではあるが公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるクロロホルム等の 25 物質について「要監視項目」と位置付け、継続して公共用水域の水質の推移を把握することとした。現在は 32 物質が定められている。

溶存酸素 (DO : dissolved oxygen)

一般に液相中あるいは水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。なお、水温の急激な上昇、藻類の繁殖が著しい場合などで過飽和になることもあるが、純水中における 20℃1 気圧のもとでの飽和溶存酸素量は約 9 mg/L である。

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などにより汚染され、有機腐敗性物質やその他の還元性物質により BOD や COD が増大し、溶存酸素は消費される。

したがって DO は試料の汚染の度合を指示しているといえる。魚介類や河川の自然浄化作用に関係する好気性微生物などは溶存酸素を呼吸しているため、溶存酸素が減少すれば魚介類は死滅する。

なお、飽和溶存酸素量に対する試水中の溶存酸素量の百分率を酸素飽和度という。

[土壌関係]

指定調査機関

土壌汚染対策法に基づく調査の義務が生じた場合、調査を行う者には適切な技量が求められるため、土地の所有者等は環境大臣の指定する指定調査機関に調査をさせなければならない。

指定調査機関の指定の基準は、土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、同調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること等となっている。

土壌汚染対策法

土壌汚染の増加を背景に、平成 14 年 5 月 29 日に公布、平成 15 年 2 月 15 日より施行された。土壌汚染の状況把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とする。平成 29 年 5 月 19 日、土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成 30 年 4 月 1 日に一部施行、平成 31 年 4 月 1 日に全面施行された。

土壌含有量基準

土壌汚染対策法に基づく区域指定に係る基準であり、この基準を超える特定有害物質が 1 種類以上ある場合、指定区域として指定・公示される。有害物質を含む土壌を直接摂取することを防止する観点から、表層の土壌中に高濃度で蓄積される可能性のある重金属等（第二種特定有害物質）について設定された基準である。

土壌溶出量基準

土壌含有量基準とともに土壌汚染対策法に基づく区域指定に係る基準であり、この基準を超える特定有害物質が1種類以上ある場合、指定区域として指定・公示される。土壌中の有害物質が地下水に溶出し、その地下水等を飲用することにより、土壌に含まれる有害物質を体内に取り込むことを防止する観点から定めた基準で、揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）、重金属等（第二種特定有害物質）、農薬等（第三種特定有害物質）に設定され、土壌環境基準と同じ数値である。

要措置区域及び形質変更時要届出区域

土壌汚染対策法第3条、第4条及び第5条に基づく土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過する土壌汚染が判明した土地は、都道府県等（富士市においては市）により、同法第6条及び第11条により、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定される。また、当該区域の範囲及び土壌汚染の状況等は、都道府県等が作成する台帳に記載され、閲覧に供される。

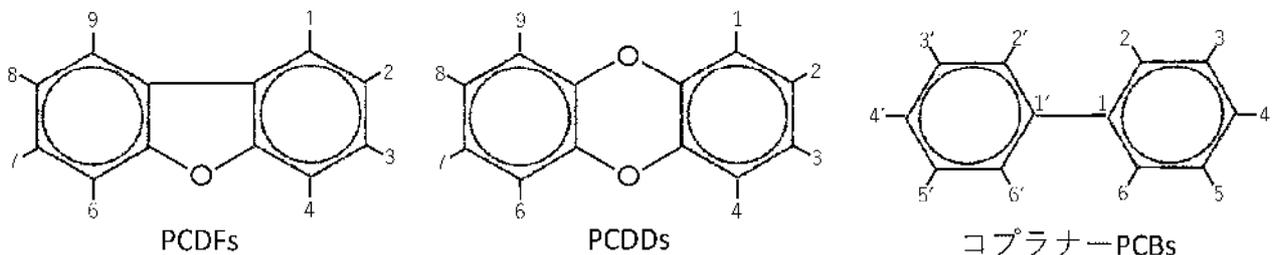
[ダイオキシン類関係]

ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律（施行日 平成12年1月15日）。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCBs）の3種類の総称で、「人類が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか免疫機能異常、ホルモン異常を引き起こす。ダイオキシン類で2,3,7,8-TeCDD（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）が最も毒性が強く、化学構造によりPCDDsは75種類、PCDFsは135種類の異性体が存在する（現在、毒性があるとされているのはPCDDsが7種類、PCDFsが10種類）。コプラナー-PCBsは、PCBの異性体のうちで扁平構造を持つものの総称で、PCB構造式のオルト位（2,2'及び6,6'の位置）に塩素を持たない4種類のノンオルトCo-PCBs、オルト位に1個の塩素を持つ8種類のモノオルトCo-PCBsが存在する。発生源は、廃棄物などの焼却施設、金属精錬工場、自動車排ガスなどである。平成12年1月から「ダイオキシン類対策特別措置法」により、耐容一日摂取量、大気・水質等の環境基準と発生源の規制基準が設定された。



耐容一日摂取量

Tolerable Daily Intake (TDI)。人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量（人の体重1kg当たり4pg-TEQ）。

[騒音振動関係]

暗騒音

ある地点における特定の音を対象とする場合、対象の音がないときのその地点における騒音をいう。

音圧レベル

音圧の基準として 0.00002 N/m^2 が国際的に採用され、 $20 \log(P/0.00002)$ (dB) を音圧レベルといい、音のエネルギーの二乗に比例する。

近隣騒音

日常生活で身近に起きる騒音。ピアノ、カラオケ、ステレオ、ペットや水洗トイレの水音などが発生源として挙げられる。無計画な都市化、過密化による住環境の悪化に伴い、ますます深刻化している。

敷地の境界線

騒音の測定地点として、生活環境保全の見地から住居に最も近い場所の騒音の最も大きい地点を原則とする。塀の外で、高さはケースにより合理的に判断する。

騒音レベル

騒音計で測定された数値。dB(A)、(B)、(C)で表示する。

なお、騒音計の規格に定められた聴感補正回路A、B、Cのうち使用した回路名をカッコ内に付記するのが正式である。たとえば60dB(A)のように記す。

中央値と90%レンジ

累積度数曲線の累積度数50%に対する値を中央値といい、その5%、95%に対する値で90%レンジを表す。騒音計の指示値が不規則に変動する場合の騒音レベルの表現の一つで、中央値はそのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあることを示す。

低周波音

我が国では、概ね周波数が1Hz～100Hzの音を低周波音と呼び、その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい音(1Hz～20Hzの音)を超低周波音と呼んでいる。低周波音は、工場・事業場等の大型機械や橋梁等の構造物などのほか、交通機関や近隣の商店・施設の設備機器等、更には風などの自然現象からも生じている。

等価騒音レベル (Equivalent continuous sound level: L_{eq})

観測時間間の騒音エネルギーを観測時間で平均したレベル。単発現象の繰り返しの時には個々の単発騒音暴露レベルをパワー合成して観測時間で平均したレベルに等しい。原理的には観測時間 $[t_1, t_2]$ の等価騒音レベルは時々刻々のA特性音圧の二乗を積分し、平均する次式で定義される。

$$L_{Aeq, T} = 10 \cdot \log_{10} [1/T \int_0^T p^2(t) dt]$$

実際には騒音レベルをサンプリングした結果をパワー合成して求める次式の計算手順によって算出されることが多い。

$$L_{Aeq, T} = 10 \cdot \log_{10} [1/N \sum_{i=1}^N L_i^2]$$

マスキング

同時に2つの音を聞くと、一方の音のために他方の音が聞こえにくくなる現象。なおマスキングはその音の周波数に近い音に対して最も大きくなる。

面的評価

「道路に面する地域」における、環境基準達成状況の評価手法。

従来の「その地域を代表すると思われる」地点における環境基準達成地点の数あるいは割合による「点的」な評価手法から、「原則として一定地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する（地域評価）」、住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価方法となった。

要請限度

自動車騒音が環境省令で定める限度値。要請限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市町村長が都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができる。

〔自然保護関係〕

愛知目標

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)で採択された20項目の目標で、人類が自然と共生する世界を2050年までに実現することを目指している。

森林の水源涵養機能

森林の土壌は多量の雨水を貯留する保水機能があり、河川への流量を均一化させることで、洪水を緩和する。また雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

この機能を生かす事が出来るように、維持管理されている森林を水源涵養林という。

生物多様性

生物に関する多様性を示す概念で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性から構成される。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定した地域。環境大臣が設定するものと知事が設定するものの2種類がある。

区域内では、鳥獣の捕獲が禁止されている。

二次林

長い年月にわたり、ゆるやかに人の手が入ってきた、植林に由来しない森のこと。

焚き付けや薪炭用に伐採されることで、自然林が攪乱を受け、二次的に成立したことから二次林と呼ばれている。コナラ、クヌギなどの落葉樹で構成される。

ビオトープ

生物(Bio)と場所(Top)を示す造語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に環境の損なわれた土地や都市内の空き地、工場敷地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

富士市民の花

バラ。昭和43年7月制定。市民公募で上位を占めるとともに、誰にも愛される国際的な花であり、家庭でも容易に栽培できることから選ばれた。

富士市民の木

クスノキ。昭和 43 年 7 月制定。市民公募で上位を占めるとともに、常緑樹で大木として成育し、新生富士市の限りない発展を象徴するにふさわしいことから選ばれた。

緑地保全地区

風致・景観上優れている、動植物の生息・生育地になっている場所を都市計画制度により定め、現状凍結的に保全する制度。指定されると、建築物の新築増築や木竹の伐採などの行為に制限がかかる。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物についてのリスト（レッドリスト）の掲載種について取りまとめた情報。国際自然保護連合（IUCN）が昭和 41 年に初めて発行した。日本では、平成 3 年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成し、平成 12 年からはその改訂版が発行されている。静岡県では、平成 16 年に「まもりたい静岡県の野生生物 ー県版レッドデータブックー動物編」及び「まもりたい静岡県の野生生物 ー県版レッドデータブックー植物編」が発行され、平成 31 年に「動物編」、令和 2 年に「植物・菌類編」の改訂版が発行された。

[一般環境]

アメニティ

場所・建物・気候などの感じのよさ、快適さ、あるいは人の性質・習慣・行為等が気持ちのよいものであることを意味するが、そのほか美しい風景を指すこともある。

このようにこの言葉は、多義的かつあいまいで、そのうえ極めて主観的な要素を含んでいる。

近年、生活に関する価値観は、物質的な豊かさだけでなく、更に精神的なものも含めた生活の豊かさ、快適さを求めるように変化しており、人々の心に潤いを与えるような快適な環境の積極的確保・想像が注目されてきている。

上乘せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、法で定める一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に際し、事業者が事前に環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表する。それに対する行政や地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。環境アセスメントともいう。

環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。

これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境基本計画

環境基本計画は、長期的な視点に立って地域環境の望ましいビジョンを明らかにし、その実現のための方策を示すことをねらいとするものであって、土地、水、生物等限りある環境資源を適切に保全、利用するという観点から、公害の防止、環境汚染の未然防止、より良い環境づくり等総合的な環境の保全と創造のための様々な施策を有機的に結合し、総合的、計画的な方策を講じようとするものである。

公害防止計画

環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する当該地域において実施されるべき公害の防止に関する総合計画である。

総量規制

ある地域内で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制する方式。

法による規制のうち、大気汚染については硫酸化合物と窒素化合物、水質については化学的酸素要求量について、一定の地域を指定してこの方式を実施している。

デポジット制度

缶飲料等を販売するに当たって、現在我が国のビールびん等で行われているように、一定額を預り金として上乗せして販売し、消費者が空き缶等を返却すると預り金が払い戻される方法。

特定施設

大気汚染防止法では「特定物質を発生する施設」、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では、「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

PRTR（環境汚染物質排出移動登録、Pollutant Release and Transfer Register）

人の健康や生態系に有害な物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に届出等を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いて推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や、廃棄物に含まれて移動する量を把握、集計、公表する仕組み。化学物質による環境への負荷の低減を図る対策の一手法である。

類型あてはめ（類型指定）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に関するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいう。

[地球環境問題]

オゾン（O₃）

強力な酸化力を持つ酸素の同素体で、空気又は酸素中で放電したり、紫外線の照射、黄燐が空気中で酸化する場合にも生ずる臭気のある気体である。

有機物の酸化分解や漂白剤として利用される物質で、光化学オキシダントのひとつ。0.15ppm を越えるとのどの粘膜が冒され、5～10ppm の濃度を連続的に吸うと死亡する。

オゾン層

大気中でオゾンが比較的多い領域で、大気中の酸素が紫外線の作用で光化学反応した結果生成されたもの。成層圏の厚さ20kmにわたり、密度の最大は高さ25km くらいのところにある。オゾンの全量は、0℃1気圧で約3mmの厚さに相当する。

オゾンホール

オゾン層は、太陽から来る、生物にとって有害な紫外線を遮断している。フロンなどは、成層圏まで上昇すると、強い紫外線を浴びて分解し、塩素を放出するものがある。この塩素が触媒として連続

的にオゾンと反応してオゾン層が破壊されるといわれる。

南極大陸上空にオゾンが極度に薄くなっている部分（オゾンホール）が発見されており、その関連が注目されている。

温室効果

大気中の気体が地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため気温が上昇する現象をいう。赤外線を吸収する気体には、主として水蒸気、二酸化炭素、フロンガス、メタンガスなどがあり、温室効果ガスといわれる。近年は、人類のエネルギー消費の拡大により二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが増加しており、気候温暖化が指摘されている。

フロンなど、CO₂以外の物質にも温室効果がある。

温室効果ガス

大気中には、地表から宇宙空間に向かって放射される赤外線を吸収するガスがあるため、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。このようなガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。

国際標準化機構（ISO）

International Organization for Standardization。国際標準化機構は、国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。例えば、環境マネジメントシステムの規格である ISO14001 を制定している。

紫外線

可視光線の短波長端（0.36～0.4 ミクロン）を上限とし、下限は1 ナノメートル（千分の1 ミクロン）ぐらいまでの波長範囲の電磁波。

太陽からの紫外線により、悪性の皮膚ガンや白内障の発生率の増加が問題になっている。

フロン（CFC）

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称である。極めて安定な物質で、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられている。

オゾン層の破壊との関連が指摘され、世界的に全廃の方向に向かっている。

[単位]

マイクログラム（ μ g）

マイクロ（ μ ）とは、 10^{-6} を意味する。 $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}=0.000001\text{g}$

ナノグラム（ng）

ナノ（n）とは、 10^{-9} を意味する。 $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}=0.000001\text{mg}$

ピコグラム（pg）

ピコ（p）とは、 10^{-12} を意味する。 $1\text{pg}=0.001\text{ng}=0.000001\mu\text{g}$

ピー・ピー・エム（ppm）

濃度単位を示す記号で Parts Per Million の略。試料中の物質の量の 100 万分の 1 で表示する単位。例えば、1ppm は $1\text{g}/1000\text{kg}$ 、 $1\text{mg}/1\text{kg}$ を意味する。大気汚染では 1m^3 大気中に 1cm^3 の汚染物質濃度を 1ppm で示す。

ピー・ピー・ビー (p p b)

濃度単位を示す記号で Parts Per Billion の略。試料中の物質の量を 10 億分の 1 で表示する単位で、1ppm の 1000 分の 1。

(例) $1\text{ppb} = 1\text{mg}/1000\text{kg} = 0.001\text{ppm}$

ピー・ピー・ティー (p p t)

濃度の単位を示す記号で Parts Per Trillion の略。試料中の物質の量を 1 兆分の 1 で表示する単位で、1ppm の 100 万分の 1。

(例) $1\text{ppt} = 1\text{mg}/1,000,000\text{kg} = 0.000001\text{ppm}$

Nm^3

0°C1 気圧の状態に換算したガス量 (m^3) を示す単位。

デシベル (dB)

デシベルは、電圧・電流・音圧などの「量の比」をあらわす一つの表示方法。音圧の平方の対数を用いて音の強さを表現する。

